

1 議 事 日 程（第2日）

（令和5年第2回有田川町議会定例会）

令和5年6月15日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞 智 子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	椿 原 竜 二	15番	殿 井 堯
----	---------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 一	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	青 石 万 紀 子	福祉保健部長	井 本 英 克
総務政策部長	井 上 光 生	消 防 長	高 井 永 行
産業振興部長	細 野 正 人	建設環境部長	竹 中 幸 生
清水行政局長	中 谷 芳 尚	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	山 縣 和 弘	企 画 調 整 課 長	林 光 彦
教 育 長	田 嶋 博	教 育 部 長	小 澤 俊 彦

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 屋 正 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

令和5年第2回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	殿井 堯	①新たに議会へ出席する職員の行政に対する意気込みとそれに対する期待を問う ②町バスの利用について
2	椿原竜二	①台風2号などの影響による線状降水帯の被害について ②疾病患者への支援について ③クビアカツヤカミキリの被害対策について
3	栗山昌之	①生誕850年になる明恵上人に関する事業等は ②食物アレルギー対策について ③6月2日の豪雨による災害について今後の対策は ④「ありだがわ楽市」の成果は
4	増谷 憲	①台風2号関連による被害について ②国保制度の改善について ③がん患者等への支援について ④徳田・糸野間大橋の進捗状況について
5	星田仁志	①ありだがわ楽市について ②道路沿いの雑草やごみの処理について
6	堀江眞智子	①天満川及び側溝の改修を ②児童生徒の安全を優先する対策を ③育休中でも保育の継続を ④体育館へのエアコン設置を
7	岡 省吾	①6月2日台風に伴う豪雨災害を受けて ②町が主催する各式典等のあり方に関して

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人あります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、7名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 15番（殿井 堯）……………

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君の一般質問を許可します。

殿井堯君の質問は、一問一答形式です。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。ただいま新議長より一般質問の許可をいただきました。

一般質問の前に、6月2日、台風2号が有田川町に大変な被害をもたらしました。また、被害を受けた方々に、一日でも早く復興できるように、町職員の皆様方の御努力をお願い申し上げます。

それでは、本日の一般質問に入らせていただきます。

6月の議会、僕は一応恒例というような格好になっております。3人の新たな職員が議会へ出席されました。部長が1人、課長が2人ということなんで、初めて登壇した職員にはどのような決意をもって議会へ出席されるのか、どのような理想を持って議会へ対応するのかという質問が定番になっておりますので、この質問をやらせていただきたいと思います。

議会へ出席する場合、部長なり課長、課長というのは総務関係の課長が3人、そのほかは部長、その背中に議員対応、議会对応を背負って議会へ来てるんで、その責任とチームワークを要求する場所でもあります。どのような意気込みを持っているのか、出席されている福祉関係の部長、また新たに清水行政局長、それと総務課長、この3人の今後の議会对応と、また町に対して3人が受け持っている課は別々なれども、有田川町の職員としてどのように一致して、横縦の連絡を取って、今後、議会对応と自分の役職の責務を果たしていただけるのか、意気込みを聞きたいと思います。

また、その3人を御指名しました町長、副町長、並びにどのような期待を持ってこの3人に今後の目標的なもんを期待しているのか、それもお伺いしたいと思います。

まず1問目はこの質問をやらせていただきますが、2問目に、有田川町が所有している赤バス、有田川町に関連してこの赤バスを使用してる団体もあると思います。しかし、この赤バスにはかなりきつい縛りがあります。その縛りに対して小団体、子供さんをはじめ老人までの各団体が何十というほどあります。この小規模な団体で、まず10人、20人でそういう研修、遊びとかそういう関係で送り迎えをせえと言うんじゃないんです。僕の言いたいのは、小規模の団体が観光バスで移動する場合には、その観光バスを借りた場合には8万円、10万円というお金が要ります。ただ子どもクラブ、女子会、有田川町に物すごい無数の団体があります。この団体を10人ぐらいのクラスで研修とかそういう勉強会に行く場合に、観光バスで8万円、10万円を

取られるんやったら、この赤バスを何とか利用させていただきたい。利用することによって、赤バスの場合は2万8,000円ぐらいの金額で、今、委託している会社に送り迎えをしてもらえると。そういう効力があるので、なかなか小団体で8万円、10万円というバス代は捻出できません。自己負担になります。

まして老人会なんかは、そのバスで行く場合は、今、後期高齢者の事故が多い。そういうことがあるんで、まず赤バスを利用させていただければ、縛りがあるといっても有田川町長の中山町長の心の広いところを見せていただきまして、そういうような方向をもって、縛りがあるといえ町の協力団体、町の必要性のある団体がそういう研修に行くということになれば、そこらは協力して、この縛りからちょっと外れていただいて、そういう面も大いに活躍して、その人らは町のために一生懸命やっております。我々も同僚議員と老人会の役もやらせていただいております。そのときになれば、もう先の短い人間で、今まで町のために一生懸命に努力して協力してやってきてるんで、もう最後の短い人生、町長も同い年なんで、そのぐらいの年やと思いますんで、そういうときには大義名分を立てれば、そういうバスを一遍使ってどうなっていく格好で御答弁を頂けたら幸いかと思います。

まず1回目の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

福祉保健部長の井本です。よろしくお願いたします。

それでは、殿井議員の御質問にお答えいたします。

福祉保健部は、やすらぎ福祉課、長寿支援課、健康推進課の3課で構成されております。

まず、やすらぎ福祉課においては、窓口業務や障害者福祉の業務などを行っておるところでございます。来庁者がワンストップで要件が済ませるよう、できる限り迅速で利用しやすい総合窓口を目標に取り組みます。障害者福祉事業については、引き続き実施するとともに、一般住民や町職員向けに手話講習会を開催し、手話の普及に努めます。

長寿支援課においては、高齢者福祉事業や介護保険事業、介護予防事業などを行っております。長引くコロナ禍により高齢者の運動機能や認知機能の低下が予測されるため、地域包括支援センターを中心に高齢者の介護予防事業に取り組んでまいります。

健康推進課においては、各種健診業務や予防接種、児童虐待の対応などを行っております。産前産後サポート事業を中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行ってまいります。家庭支援総合センターにおいては、児童虐待やひきこもり、DVなど家庭内の問題について関係機関と連携をとりながら取り組んでまいります。

最後に、私、部長の意気込みといたしましては、今までの福祉経験を生かし、より

一層の福祉事業の充実に取り組むとともに、住民の皆様方の申請や相談に対しましては親切丁寧な対応に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

清水行政局長、中谷芳尚君。

○清水行政局長（中谷芳尚）

清水行政局長をさせていただきます中谷芳尚です。よろしく申し上げます。

殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

清水地域は、御存じのとおり全国の棚田百選に選ばれたあらぎ島を代表に、棚田が数多く残っている自然豊かな地域でございます。農業では棚田米のほかブドウ山椒も多く生産されておりますが、農家の高齢化、後継者不足は依然深刻な問題でございます。

林業面に関しましては、広大な森林を有しております、長年にわたる木材の価格の低迷で従業員の不足もありまして、林業家も経営に苦慮しているところでございます。こうした中、移住就業の支援をする拠点としまして、旧城山西小学校を改修したふたがわ寮がオープンしておりますけれども、ようやく利用者の受入れも始まっておりまして、また新たにしみず温泉の建築工事も始まっております。

このような状況の中で、私の責務は、自分が生まれ育ったこの清水地域の皆さんの御要望、御意見にできるだけ寄り添いまして、本庁との連携を密にしながら行政局各室職員とともに、一つ一つの課題・問題を解決に導きながら、地域住民が一人でも多く住んでいてよかった、現在町外にお住まいの出身者からは、退職した後には戻って暮らしたいなど言っていただけるような地域づくりを目指したいと考えております。

今後、地域住民の皆さんから寄せられる要望等によっては、議員の皆様にもまた相談や御指導を賜りたく思いますので、その際はどうかよろしく願いいたします。

簡単ではございますけれども、私の答弁とさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

総務課長、原 秀文君。

○総務課長（原 秀文）

総務課長の原秀文です。殿井議員の御質問にお答えさせていただきます。

総務課は、選挙、防災、防犯、統計、人権、人事給料などに関する業務を担っております。特に本年は、昭和28年の7.18水害から、70年の節目の年でもあり、区長会や自主防災組織の皆様とともに、慰霊祭や防災に関する研修会を実施し、有田川町全体の防災意識の向上に取り組めます。

また、先日6月2日のような線状降水帯による大雨、あるいは台風、地震など大きな被害が予想される災害に備え、関係機関との連携を密にし、防災体制の構築に取り

組みます。このほかいずれの業務につきましても、住民の皆様とのコミュニケーションを大事に、スピード感を持って取り組むことが重要であると考えております。

総務課一同、職員一丸となって頑張っていきたいと考えておりますので、御指導、御鞭撻のほどよろしく願いいたします。

これで答弁に代えさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

皆さん、おはようございます。

今回もまた7名の議員が登壇されるということで、できるだけスピーディーに親切に答えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず殿井議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

4月より新たに議会に出席するようになった部長、課長に、どのような期待を持っているかという話でございますけれども、議会に出席している説明員のうち答弁をさせていただきました3名が、新たに今回、説明員として出席いたします。議会に説明員として出席する部長、課長には、現場の責任者としてリーダーシップ力、コミュニケーション力を持って全体をまとめ、働きやすい環境づくりにより職員の力を最大限に引き出し、各部署での目標を達成していただくことを期待しております。そのことが役場全体の向上になり、問題の解決や町民の期待に応えられる組織として本町が目指している、誰もが安心・安全で、住んでよかった、長く住み続けたいと思えるまちづくりにつながるものだと思っております。それぞれの部長、課長は、町民のために、町政発展のために、最大の努力をする決意でございますので、議員の皆様方の今までと変わらぬ御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目の町赤バスの利用についてでございます。

町が保有する赤いバスを利用できるのは、町主催の行事であり、職員が随行することを原則としており、町が参加や協賛、後援、事務局をしている場合など、町が利用するということが前提であり、団体のみでの利用はできないこととなっております。規約を定めた経緯につきましては、このバスは石油貯蔵施設立地対策等交付金を受けて購入した緊急自動車としての登録であり、適正な利用を行うために平成16年の購入時から利用規約を定めておりますので、御理解いただけるようお願い申し上げます。

特に赤バスについては、本当にいろんな規約、議員おっしゃるとおり厳しい規約もついております。また、いろんな面で相談をしながら、誰もかれも一杯飲みに行くんや、使わせてよとかそういうことはならないと思いますけれども、まだまだ使える余地というのか、それはまたありますんで、後ほどまた部長も答弁すると思いますけれども、柔軟に対処していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

皆さん、おはようございます。

殿井議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど3名の職員から決意も込めた答弁をいたしました。福祉保健部につきましては、お生まれになった小さなお子様から現役世代、そして障害を持たれた方々、そして高齢者の方々まで、みんな生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくということが求められているかと思えます。そのためにも医師の先生方とか関係機関、皆さん方と常に部長も連携、連絡調整を図ってくれていますけれども、今後ともその方々とも相談していただきながら、福祉・医療・介護の政策の推進に邁進していただけるものと期待をしているところであります。

それから、清水行政局管内は本当に広い中で、この前のような災害も多い地域でもございます。この危機管理の体制を十分とっていくということ。それから、過疎化、人口減少が続く地域でもあります。農業、林業、観光業を中心として、その振興を図って移住・定住のほうへと結びついていただけるように、この政策をもっていくこと、そのことを期待するところでございます。

それから、総務課につきましては、本当にこの有田川町役場の無形の要でございます。議員おっしゃいましたように、やはり仕事はチームであるものかと思えます。その体制の運営をうまく運んでもらえること、それから関係機関の皆さん方とも常日頃から調整をしてくれまして、この前のような災害対策、危機管理体制の充実を図ってくれるものと期待するところでございます。

私自身も職員の皆さんと一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞ今後とも御指導賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

1回目の御答弁をいただきました。部長1名、課長2名、今後の期待に沿えるような答弁をいただいたと思います。先に町長、副町長の答弁と思ってたんですけど、これは順序を追っていただいたと思っております。

それでしたら、まず福祉保健部長からお伺いします。

コロナ、コロナで大変御苦労をなさったと思います。そのコロナも2類から5類へ移行していますね。その点についてちょっとお伺いします。現在、行政の対応が5類になってどのような変化があるか、どのように変わりつつあるかを、まず御答弁願えますか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

殿井議員の再質問にお答えいたします。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が、2類相当から5類相当に変更されてございます。行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とする対応に転換されたところでございます。

主な変更点といたしましては4点ほどあるんですが、まず1点目といたしまして、基本的な感染対策については、個人や事業者の判断に委ねられることとなりました。その判断に資するよう、国はこういった場面ではマスクの着用が望ましいとかという場面を想定して情報提供を行っておるところであります。

2点目といたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染者等への対応について、感染症法上に基づく入院措置、勧告、外出自粛要請がなくなっております。また、医療費の一部について自己負担が生じることとなっております。具体的には、感染者等に保健所が求めていた外出自粛制限というのがなくなっております。また、感染者のうち高齢者とか基礎疾患のある方に、保健所が行っていた健康観察についてもなくなっているところでございます。

続いて3点目といたしまして、医療提供体制についてでございます。入院措置の必要な場合、行政の関与を前提として、限られた医療機関による特別な対応から幅広い医療機関による自主的な対応に移行されることとなっております。これはどういうことかと申しますと、コロナに感染した場合に、入院できる医療機関を増やしていくということで、湯浅保健所管内では有田市立病院だけが入院できる医療機関だったんですがございますけども、その他の病院でも入院体制を現在は整えているところでございまして、有田市立病院以外に有田管内では3か所、入院できる病院が増えてございます。

続いて、コロナ感染者の感染動向の把握が全数把握から定点観測に変更になってございます。これはどういうことかと申しますと、定点の医療機関からの報告に基づき、毎週月曜から日曜までの新規感染者数を公表する仕組みとなっております。定点数は和歌山県で49か所、湯浅保健所管内については4か所となっております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

一番住民が敬遠するということですか、結局医療費なんですよ。どういうもんで自己負担がかかってくるか、今のワクチンなんかはまだ5回目でも国の保障というのがあります。ただ、ワクチン以外にもしコロナにかかった場合、自己負担になって住民の肩へかかってくれば、これはもう今ここまで来てるんやから風邪引きと同じやないか

と。もう風邪引きと同じやったら、もう医者へ行かんとあがで治そうか、お金もかかるしということになれば、また再度大変なことになりますね。そういう点に対していかがが御意見を持っておられるか聞かせていただけますか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

殿井議員の再質問にお答えいたします。

今、殿井議員が言われたとおり、コロナの外来診療とか入院した場合に、自己負担はそれぞれ加入されている保険制度によって変わってくるんですけども、大体1割から3割の自己負担を求められることとなってございます。一部コロナの治療薬というのがあるんですけども、これは新薬で発表された分ですけども、これについては9月末まで公費負担で見るという特例みたいなものがあるんですけど、なかなか自己負担については国がもう制度的に自己負担をとると変えてございますので、なかなか難しい部分はあるかなと考えておるところでございます。また、入院医療費についても、自己負担が発生するものとなってございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

そういうことじゃなくて、一番肝心なのは、住民が、私コロナにかかりましたよと、けどお金が要るのでということにならないように、部長としてそういうときには住民の方々に、心配いりませんよ、福祉保健部のほうへ連絡をすぐくださいよ、対応しますよと、そういう住民に投げかけをしてあげたら、住民としてもコロナにかかってどうしようという格好で相談があると。今現在、有田川町として、5類へ入ってもう自分で医者へ行きなさいとか何しなさいと言うたら、そういうことでもう煩わしい、自分の家で養生したらいいということになれば、また大変なんことになったらいかなので、その対策をどうなされていますかという質問なんです。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

殿井議員の再質問にお答えいたします。

相談については、随時受け付けてございます。診察できる医療機関を御紹介したりとか、そういったことをやっているところでございます。不安な方というのはやっぱりおられると思いますので、福祉保健部の健康推進課のほうに御相談いただければと思います。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

いや、もうちょっとかんで含んでほしいんです。そうやないと、結局一番心配するのは、そういうときに町の広報なり、再度コロナにかかった場合には、2類から5類へこういう結果になってるけども、福祉保健部長へ連絡くださいと。そういうときには、こっちから対処しますということの住民に対しての広報なり何なり、そういうときにはここへ連絡くださいよという、そういう対処を心がけていただいておりますかということなんです。御答弁願えますか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

再質問にお答えいたします。

とにかく御相談いただいたら、役場のほうには保健師もいますんで、適切に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

相談をここへしてくださいって、相談しやすいような結果をあんたらが住民に対して知らせていますかということなんです。それは、どこへ相談していいやら、どこへどんなにしたらいいやら、そういうことの心配を住民がしてますんでね、2類から5類へ移った場合には。その時の対処は今までと同じ健康推進課がやりますと。ここへ連絡してくださいと、そういう広報なり何なり、電話番号なりを知らせて、ここへこれから今後、何ぞあったらここへ知らせてくださいという対処をしてますかということなんですよ。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

今現在、相談ということで相談窓口の連絡先等はホームページ等でも広報はいたしていない状況でございますので、その辺はまた広報させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

質問を町長に振りますね。だから、有田川町としては、もう2類から5類へなった

と。それでもうほぼ風邪引きと同じ状態やという格好で判断せんと、もし万が一そういうことになれば、どこの課へ連絡してくださいと、町はこのように対応してますということぐらい、もう2類から5類になって間ないのに、どこへどうのこうのということの対処ができてないということは、これはちょっといかなもんかと思うが、その点、町長どうですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

お答えをしたいと思います。

今回、2類から5類へ格下げされたということで、ところが昨日の新聞なんかによりますと、やっぱりコロナが増えてます。特に中国は1日に30万人、また発症しちやるという現状の中で、議員おっしゃるとおり、いかに町民がかかったとき、コロナはコロナとしての病原菌を持っていますよという周知徹底と、ここへ相談してくださいよという周知徹底、これは大変大事なことだと思います。それで早急にいろんなところでもやっていると聞いていますけれども、広報で大々的に早急に住民に周知徹底できるように取り組んでいきたいと思っています。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

一番大事なのはそういうことなんです。もう5類へ移ってるさかいに、我々あがで処理せんなんのかという格好ではなしに、役場としたら、そういうことになれば御相談をここで受けますというような窓口を住民の人に知らせてあげたら、住民の人も相談しやすいでしょう。ただ、これ5類になったから自己負担になって、このまま黙ってあがが治すほうがええんかなというような格好になったら、また感染も増えてきますんで、対応というのはやっぱり住民の不安を取り除くということが一番大事だと思うんで、今後そのような対策ができてるんであれば、部長、そこで住民に対してそういう懸念があればすぐ連絡してくださいよということぐらいは、住民のほうへ言うてあげてください。

それと現在、仕事の内容の改善を要する点について、自分が福祉の部長になったんで、こういう面はいろいろと改善したいという点があれば申し出てもらえますか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

殿井議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

まず改善すべき点ということなんですけども、随時検討を行いながら改善の方向性とかを検討し、改善しているところでございます。

具体的には、新型コロナ関連なんですけども、2類相当から5類に変更になったということもございまして、それまで感染対策を行いながら実施していた事業があるんですけども、これについては見直しを行い、各種健診時の検温やエチケットパネルの使用等について見直しのほうを行っております。マスクの使用については、5類に変更になる少し前ですが、個人の判断としておるところでございます。今、検討中のものについては、集団健診の業務において待ち時間が長くなっているということもございまして、できるだけスムーズに行うためにはどうしたらいいかということを検討中でございます。

このように事業の評価・検証を行いながら、随時見直しを行いながら住民サービスの向上に努めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

福祉保健部というのは幅広い大変な部であります。その点、いろいろと御相談して、縦横、町長、副町長に相談もし、また各部長にも相談し、いろいろと対策を練っていただかんと、大変な事業なんで、福祉関係、老人関係も皆全てそっちのほうへ行きますんで、今後とも頑張って、せっかく議会へ議案を背負って出席されるんですから、今後ともひとつよろしく願いしておきます。

次に、清水行政局長にお伺いします。

清水行政局というところは大変なところで、今回の被害の面でもこっちと遮断される場合がありますね。災害の場合、山崩れとか、川がせき止められたとか、そういう関係で目はり、口はりしてもらわんと、大変危険な場所になると思いますが、そういう防災面についても、行政局長としてどのようなお考えを持っておられるのかお聞かせ願えますか。

○議長（谷畑 進）

清水行政局長、中谷芳尚君。

○清水行政局長（中谷芳尚）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

先日、6月2日、3日にかけては、本当に想定外の雨も降りまして、いきなりたしか安諦地域のほうでも2か所で、それは国道なんですけども。それと栗生地区でも1か所、それも国道で一旦寸断されました。建設環境室の室長をはじめうちの総務政策室長とも連絡しながら、早急にとということで本課の総務政策部長なり、総務課の皆さんともたまたま連絡は取れましたので、連絡をし合いながら、あと地元の業者さんにも早速建設課のほうからお声がけをさせていただいて対応に当たっていただきました。

通行止めは、国道に関しては迅速な対応だったので、土砂が流れ出ただけで何とかなったんですけども、あと粟生から五郷地区に入る県道が、大きな石とともに土砂、材木が流れ込みまして、こちらに関しては早急な対応を県にお願いしたんですけども、大きな石が落ちているということで大変時間もかかりました。そうした中で、結果的には1日で取り除くことができたんですけども、その後、住民の方々、たまたま電気が断線することがなかったんですけども、迂回路が林道しかないという中で大変苦労しながら、建設環境室長が迂回路の宇井苔のほうから林道を通して住民の安否を確認したりという形で対応していただきました。

その後、消防のほうでもドクターヘリを要請するようなことになりまして、ドクターヘリの着陸地点には消防の隊員がいなければならないということで、本署の職員が急遽慌てて回って林道を通って行ってくれたということを知っています。そうした中で、ライフラインは五郷地区が一番大変だったんですけども、今回は皆さんの協力の下、何とかあったと思っております。

国道480号線が今度寸断されて、それも大きな災害となったときは、迂回路、迂回路ということで模索しながら行かなければならないというのは分かっておりますし、事前に分かっている場合は、本課の方々に連絡を取って対応できると思っておりますし、それ以外の場合にはもう各室長等と清水行政局の職員で何とかしようじゃないかということで、今回は2日、3日に関しては何とか乗り越えることができましたので、今後もそういった形をとりながら、連絡が取れば本課の各部長なりにも連絡を取って対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

今の説明をいただきまして、行政局の仕事内容は地域のニーズに合致しているか、また職員人数は適当であるか、どう考えておられますか。

○議長（谷畑 進）

清水行政局長、中谷芳尚君。

○清水行政局長（中谷芳尚）

再質問にお答えさせていただきます。

まず、仕事の内容が地域のニーズに合致しているかという御質問ですけども、現時点では地元の各区長からの要望などをたくさんお聞きする中で、町で対応できる要望もございまして、国や県に予算を頂かないと結果が出ないような案件も多数ありますので、そのような案件に関しましては、町長をはじめ各部長とも協議しながら、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

あと職員の数に適切かという質問なんですけども、日頃の業務を行う観点では、現

時点では適正な人数ではないかと感じております。ただ、先ほども申しましたとおり、集中豪雨等で突然予期しない業務が発生した場合、どうしても業務が総務、建設、環境に集中しておりました。でも今回の場合もそうでしたが、ほかの産業振興室、あと住民福祉室の職員も自分の業務を止めて当たっていただきましたので、行政局内でのチームワークで乗り切ることができております。今後もこの各室間のチームワーク、協力で乗り切っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

1回目の答弁でしみず温泉、城山、商工観光課の肝煎りで、町長の提案でなるべくならもう一回清水へという格好で、うちの建設課の後押しもあって、当初より計画が膨れ上がって倍ぐらいになってますか、3億円ぐらいが7億1,000万円、こういう決意で清水へ期待してるんで、その点について清水行政局として今後どのような体制をもって、そういう大きなプロジェクトをやっていたいただいたものに、どう期待に応えられるような決意を持っているのか、もうひとつお聞かせ願えますか。

○議長（谷畑 進）

答弁者にお伝えします。答弁は簡潔、的確によろしくお願いします。

清水行政局長、中谷芳尚君。

○清水行政局長（中谷芳尚）

まず、ふたがわ寮のことにつきましては、現在、竹上木材さんの従業員がお二人入居されるということで、もう決まっているそうです。50代の方と10代の方。50代の方は、この間訪れますと入居を始められておりました。今後、まだ短期滞在の施設の利用に関しては非常に問合せ等が多いと聞いております。あと坂口アルミ製作所の従業員も、なかなか地元で職員の募集をしてもないということで、今後は和歌山市内、大阪市内のほうに従業員の募集をかけて、よかったらこういうふたがわ寮という居住空間もありますよということで紹介していくと聞いております。

あとしみず温泉健康館、新しい建物ですけども、確かに大きな事業費になると思っております。先に建っている宿泊施設等もございますし、今はやりのグランピング、キャンプ施設も周辺にございますので、そのキャンプ施設に泊まる方にも温泉に入ってください、そのような形で出来上がった後は、観光客がたくさん訪れられるように、ふるさと開発公社の理事長とも連携を密にしてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

期待していますので、よろしく願いしておきます。

また、総務課の課長にお伺いします。

防災も入ってますね。これ大変な今時期になっていると思うんですけども、これに対しての今後の方策ですね、いろいろ練らんなんことがあると思う。これも端的に一言お伺いしたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（谷畑 進）

総務課長、原 秀文君。

○総務課長（原 秀文）

殿井議員の再質問にお答えさせていただきます。

先日6月2日の線状降水帯による大雨というのは、有田川町としても本当に経験したことのないものであったとっております。迅速な対応も求められることでもありますから、緊急用の土嚢とか水嚢袋についても、備蓄量を増やしながらその対応に当たっていきたいと考えております。

また、防災に関する啓発について、広報紙への防災特集記事の掲載などをするとともに、住民の皆様に常日頃から防災への関心を持っていただくため、自主防災組織の研修とか訓練につきましても、総務課からの情報発信を増やして、その推進を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

大変な時期なんで、頑張ってよろしく願いしておきます。

それでは、2問目の赤バスについてお伺いします。

この赤バスというのは、大体年間どのぐらいの利用度をもって各団体が利用しているのか。

それともう一つ、どのような対策をもってその赤バスを出しているのか、その点をお聞かせ願えますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

殿井議員の質問にお答えさせていただきます。

このコロナ禍においては、年間30とか40で推移してございます。ただコロナ禍以前の数でいきますと、100から110、120、これぐらいの利用であります。

それと利用の縛りなんですけれども、道路運送法というところで11人乗り以上のバスについては非常に厳しい縛りがあります。その縛りに抵触しないように規約をつくりまして、その規約の下、各課から上がってくるバスの使用について、うちの財政部

局で認めているところであります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

大体年間3分の1ですね。3分の1が利用するという格好で、主だった団体とかそういう何かがあると思いますが、これは縛りがあります。どの団体が大体この赤バスを利用されていますか。どういう団体名が赤バスを利用されていますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

もちろんその道路運送法の中の縛りでいきますと、町の主催する行事、それと議員をはじめとする職員の行政視察でありますとか、研修でありますとか、そういうときの送迎の目的で使用してございます。そして、マラソン大会でありますとか、そういうところの参加者の送迎とかに主には活用させていただいております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

そういう利用する何が今の答弁で分かりますけども、先ほど町長の答弁の中で、そういう経緯、結果があるので、一般の団体には貸出しはしにくいという答弁をいただいたと思うんですけど、これ一般もかなり入ってますね。3分の1の100回の中の内容で一般のそういう事業的なものには貸出しをしていないという格好の答弁でしたけど、一般のそういう組織的なものも貸出しはしてると思うんですけど、その点、町長いかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

さっきの答弁で、一般に貸し出してないという答弁は違ったですね。町主催のものであれば、あるいは町の各部局が認めたものであれば、一般でも使っていただいているという答弁をさせていただきました。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

その答弁が欲しいんですね。老人会でグラウンドゴルフ、ゲートボールとか、そういう例あるときには、清水辺りから赤バスを使って老人が来ていると。これは町主催

になるんですか。これ赤バスが清水から、悪いのと違う、それは結構なんですけども、それは町主催になるんですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

正確に言いますと、主催は老人クラブであります。ただ町全体の方の大会やというところと当課から上がってくるものについて、職員が同乗するということ所で認めているところであります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

だからそれを突いてると違いますよ。そういう経緯、結果、それは大変喜ばしいことなんです。清水から年寄りの人が金屋へグラウンドゴルフをしにくると。年寄りばかりで車を運転したら事故も多いし、何もかもあるし、そういうことをやってくれという質問なんです。それはあかんという質問じゃないんですよ。そういうゆとりのある、子ども会がどこかへ勉強をしに行く、婦人会がどこかへ何しに行く、別に遊びじゃないんです。講演があったら、その講演を聞きたいと、老人会の講演があれば、講演へ行きたいと、そういうときに、その赤バスを利用させてもらったら、最初の1回目の質問にありましたけども、バスを雇えば15人か20人しか乗ってないのに、8万円、10万円のバス代が要る。そのときになったら、そういう団体はお金がないんですよ、はっきり言うて。そのときに町のバスを使わせてもうたら、2万7,000円か2万8,000円で済むんで、そういう使い方の効力を町からやっていただけませんか。決して遊びで行くんじゃなし、芝居を見に行くんじゃなしという格好で、結局、研修とかそういうときには、バスを3分の1しか使っていないやったら、それをやっていただけませんかという質問なんで、部長、その点はいかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

いろんな予算の絡みであるとかということも出てくるかとは思いますが、先の長の答弁の最後に、そういう形であれば利用していただけるような柔軟な対応をさせていただくという答弁をさせていただいております。

そして実際、町として上部団体であったり、そういうところへ町民が出かけるものというところには、予算の許す範囲で使用していただいて柔軟に対応させていただくというところはいいんじゃないかと思えます。ただ各団体でそれがあきで、例えば健康づくりのためにウォーキングします、大阪城へ行きます、和歌山城へ行きますと

いうところで、いろんな方向で広く解釈されても、もう收拾がつかなくなってしまうし、また道路運送法にも抵触することもあるかと思えますので、その辺は見定めた上で、議員おっしゃることの意図は分かっておりますので、柔軟に対応させていただきます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

長が答弁するのに、大義名分縛りがあったら、それを長から、それやったら大目に見るでとは言えやんの、その点、部長、今の答弁で酔の利いた答弁をしてやるんで、そういう点で、これは大義名分が立つ、こうしてあげたらこれは町のためにも、少人数の団体のためにもなる、その選別は総務のほうで、全体的な財務のほうで権限を検討するということで、今まで3分の1の100回の間にもその団体に有効に使ってもらえるようなことであれば、それはもう町長も分かってるけども、答弁ではきっちりした法的なものでもあり、補助金で買ってる赤バスなんで、それはもう分かりますよ。だからその点は長が言わなくても、今あんたが答弁してくれたんで、そういうことを今後期待して、またこれは大義名分が立つ、このためにバスは出してあげないかんという点があれば、部長、ひとつよろしく願いしておきます。

これで質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

以上で、殿井堯君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時31分

再開 10時40分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

……………通告順2番 4番（椿原竜二）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、4番、椿原竜二君の一般質問を許可します。

椿原竜二君の質問は、一問一答形式です。

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。4番、椿原竜二でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回も私は三つの項目について質問をさせていただきます。

先日、令和5年6月2日、台風2号などの影響による線状降水帯で大きな被害が発生いたしました。非常に激しい雨が降ったことで道路が冠水し、通行止めや大渋滞が発生いたしました。被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、御対応いただいた皆様、そして現在も御対応いただいている皆様に心より感謝申し上げます。

今回の一般質問一つ目は、その台風2号などの影響による線状降水帯の被害についてであります。

町内でも多くの被害が発生しております。被害箇所の所管が国、県、町とばらばらでありますけれども、これは被災された町民にとっては何も関係のないことではありません。困っている住民の皆様にしかりと寄り添った答弁を求め、有田川町の降水量、把握できている被害内容と規模、今後の対策をお伺いいたします。

質問項目二つ目は、疾病患者への支援についてであります。

国立がん研究センターの統計では、日本人の2人に1人が生涯でがんを経験し、男性で4人に1人、女性で6人に1人ががんで死亡されていると発表されております。しかし、がん医療の進歩にもより、治療を継続しながら社会活動を送るがん患者が増加していることも事実であり、社会活動と治療の両立を支援することが必要であると考えております。現在、がん患者に対しどのような支援事業を行っているのかお伺いいたします。

小項目2として、アピアランスケアの認識と必要性をお伺いするものであります。これまで医療者は命を救う治療を優先し、外見の変化についてはあまり重視しない傾向がありました。しかし、患者さんにとって外見の変化は大きな苦痛であります。治療に伴う外見変化に対して医療現場におけるサポートの重要性が認識されているといった現状を踏まえ、アピアランスケアの認識と必要性をお伺いいたします。

小項目3は、男性トイレへのサンタリーボックス設置の考えをお伺いするものであります。近年、男性もおむつや尿漏れパッドを使用する方が増えており、災害対策やトランスジェンダーの観点からも男性用トイレへのサンタリーボックスの設置が望まれております。まず、公共施設の男性トイレからサンタリーボックスを設置するべきだと考えておりますけれども、本町の見解をお伺いいたします。

質問項目三つ目は、クビアカツヤカミキリの被害対策についてであります。

特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリ、県内での被害はこれまで紀北地域のみで確認されておりましたけれども、5月10日に紀中地域で初めての被害が御坊市内の桜の木で確認されました。周辺の木が調査されると、梅の木でも初めての被害が確認されております。被害が紀北から南下してきたことから、本町での被害も懸念しなければならないと考えますけれども、本町の認識と対策をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

それでは、椿原議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の台風2号の影響による被害についてでございます。

今回の豪雨、線状降水帯、私も初めての経験でありました。すごい被害が出ております。1点目の台風2号の影響による被害でありますけれども、6月2日、梅雨前線による大雨について、有田川町の降水量は、24時間雨量では吉備で421ミリ、井口426ミリ、宇井苔428ミリ、清水362ミリ、下湯川430ミリなどとなっております。また、1時間の降雨量にしましても、吉備及び井口で76ミリ、清水でも70ミリを記録したと聞いております。多分1時間雨量で76ミリといたら、過去最高だったと思います。

被害状況といたしましては、幸いして人的な被害はありませんでしたが、報告分として床上浸水10軒、床下浸水40軒、道路の冠水23か所などとなっております。また、停電も二澤、北野川、上湯川などの地区で発生し、6月7日に全地区で復旧いたしております。

また、建設課関係では、町、県合わせて道路40か所以上、河川96か所以上、農地災害として278か所以上などとなっております。現在も農地災害を継続して調査しております。結構まだいろいろこれからも増えてくると思います。

今後の対応としましては、各区長や消防団員の皆さんを通じて、被害のある場合は役場に連絡するよう声かけを依頼するとともに、床上浸水など特に被害の遭った方には、個別に連絡を取るなど対応を進めてまいりたいと思います。引き続き道路や農地などの被害の全体把握及び復旧に努めるとともに、今回の大雨を受けて山崩れ等被害の発生しやすい状態が続くと考えられるため、早目の避難行動を促すなど体制の強化を図ってまいりたいと思います。

小中学校の今後の対策につきましては、教育長に答弁をさせます。

次に、2点目の疾病患者への支援についてでございますが、がん患者に対して現在行っている支援につきましては、町ではがんの早期発見・早期治療のため、各種がん検診を実施しているところでありますが、がん患者の方に特化して行っている事業は特にありません。

次に、アピアランスケアの認識と必要性はどのように考えるかでありますけれども、アピアランスケアとは、医学的、整容的、心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義されております。がん患者及びがん経験者のがん治療に伴う心理的・経済的負担を軽減するとともに、療養生活の質の維持向上を図り、就労等の社会参加を促進するためにもアピアランスケアの必要性は高まっているものと認識をしております。

次に、男性用トイレへのサンタリーボックス設置についてでありますけれども、膀胱がんや前立腺がんの手術を受けられた方などが安心して役場に来ていただけるように、各庁舎の1階男子トイレには早急に設置をさせていただきたいと思っております。また、その他の公共施設についても、前向きに設置を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のクビアカツヤカミキリの被害対策についてでございますが、議員おっしゃるとおり、クビアカツヤカミキリは桃、スモモ、梅、桜などのバラ科の樹木の内部を食い荒らし枯らしてしまう外来昆虫で、特定外来生物に指定されております。県内では、平成29年に初めてかつらぎ町で発見され、令和5年3月時点では、紀北地域でも桃、スモモ、梅に計1,485本、農地以外の桜などでも59本の被害が確認されています。所有者に伐採や焼却処分などを要請することで被害拡大防止に努めてきたところでありますけれども、先般、紀北から遠く離れた御坊市内の梅及び桜で被害が確認されました。町といたしましても、県南部で発生したことは危機感を持って深刻に受け止めているところであります。

現状の対策としましては、一つの方法で完全な防除は難しく、直接駆除する以外には、被害樹の伐採や伐根、幹・枝のネット被覆、薬剤の使用等複数の方法を組み合わせて防除するしか方法はなく、これらに対して県の補助事業がございます。早期発見のため、振興局及び町関係各課により令和2年度から年2回にわたり被害調査を実施し、また振興局とJA営農センターにより8か所の園地で定点調査を実施してきたところであります。定点調査につきましては、今後、37か所程度に増やし調査を進めていくこととなっております。

周知・啓発につきましては、JAうめ・すももの各部会や町中山間地域等直接支払事業による現地確認時に農家の方へ実施してきたところでありますけれども、現在、チラシの回覧や広報誌への掲載を検討しており、住民の関心を喚起し、早期発見・早期防除を進めてまいりたいと考えております。

クビアカツヤカミキリの防除には、地域一帯での取組が必要であります。今後も振興局、JA、近隣市町村とも連携しながら防除対策に取り組んでいくとともに、農業生産活動に供する果樹以外の樹木に対しても関係各課と協議し対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

教育長、☐嶋博君。

○教育長（☐嶋 博）

椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

小中学校の今後の対策についてでございますが、今回の大雨での各小中学校の対応には課題があったと考えてございます。今回の大雨を教訓に、各学校の下校措置の対応の見直しを指示したところでございます。見直しといたしましては、大雨による道

路の冠水が予想される場合、降雨の状況、周辺の状況を確認し、状況に応じた発信を保護者の皆様に行っていくこと、また大雨で学校周辺の道路が冠水した場合、下校するのが安全になるまで学校で待機し、全児童生徒保護者に迎えに来ていただくという対応を追加しているところでございます。いずれにしても、子供たちの命の安全を徹底してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

御答弁ありがとうございます。それでは再質問していきたいと思っております。

まず、線状降水帯の被害についてでありますけれども、1時間雨量で76ミリ、本当に今まで経験したことないような大雨でありました。あのとき僕も外にいましたけれども、かといってあれぐらいの雨というのは、多分これからも降るんだろうなど、そのように実感しています。道路を見てても、みるみるうちに水位が上がってきて冠水してしまって、目の前で車が動かなくなってしまったのも見ましたし、本当につらいといえますか、多くのところで被害が発生しているという事実があったと認識しております。

そういった中で町民の方からも、役場に電話をして、総務課のほうも忙しいのは分かります、総務課だけではなくて本当に全庁的に皆さんがばたばたと必死に対応してくださっているのも物すごく感じてますけれども、中には電話をして状況を伝えてということに住民の方がやっても、それは緊急の事案なんかと聞かれたとか、役場が回ってないのは分かりますけれども、そこに対して住民の方への対応というのが、そういった苦情も物すごく聞いてますんで、またそういったところはきっちりと、忙しいのは分かりますけれども対応していただけたらなと思っていますので、またよろしくをお願いします。

把握できている農地被害の内容であったり、被害額というのを把握している分で結構ですから答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

農地や農作物等の被害でございますけれども、農作物や園芸施設の被害額は、現在把握されている内容としましては、有田管内で被害面積約9.8ヘクタールで約10億6,000万円の被害額となっており、そのうち有田川町内の被害面積は約4.4ヘクタールで、被害額は4億5,300万円となっております。内容としましては、ミカン園地への土砂の流入、園地崩壊等による樹体被害が最も多く81件、4億3,5

00万円で、その他ハウスやモノラックの施設災害で18件、1,700万円となっております。ただし、これは最終の公表された被害額ではなくて、引き続き調査を続けていきます。被害額は、今後さらに拡大するものと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

今、把握できて分だけ見ても、本当に大きな被害が発生していると思っています。私もいろんなところ、災害現場とか立会いといたしますか、現地確認をさせていただきました。中には農家の方と会話をさせていただくこともありましたけれども、本当に懸念しなければいけないのは、農地が崩れてしまって自己負担が発生してしまうのは、本人の持ち物ですから仕方がないのももちろん分かっています。けれども、仮に崩れてしまって復旧工事で直すのに5,000万円かかると思ったら、農家の方が10%の自己負担があったとしたら500万円を負担しなければいけない。それを見たときに、500万円を払うんだったら別の畑を買ったりとか、そういったことも選択肢としてあるとおっしゃっています。

ここは町長、激甚に指定されるかどうかというところが大きく、多分自己負担も変わってはきますけれども、そうやって農家の方が畑をつくるのを諦めて、もう畑をよう続けていかないよとか、有田地域って一次産業、特にミカンが主幹産業ですから、しっかり一次産業を守っていくためにも、こういったところの支援策というのが絶対に必要やと思っています。国とか県とか、もちろんルールがあるのは分かりますけれども、今回これだけの被害が出ているわけですから、今までのように縛られた支援策だけではなくて、本当に特例扱いで何かやっていただきたいなど、そのように思っております。

そういった中で、今後の支援策というところを考えている方向性とか支援策があれば御答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

椿原議員の再質問にお答えさせていただきます。

今回の大雨についての救援策というのは特にはございませんが、被災されました果樹園地等の農家の皆様へ、支援策としましては果樹の改植であったり、モノラック、スプリンクラー等の農業用施設の早期復旧について、県を通じて国へ要望を早急に行っていきたいと考えております。

また、施設復旧のための資金や運転資金に対する融資につきましては、農業者の金

利負担の軽減を図る措置として一定期間利子補給する制度がございますので、こちらを御活用していただければと思っております。

一方、災害に伴う農業収入の減少を補填する支援制度としましては、国の農業共済制度や収入保険制度がございます。ミカン等のかんきつを対象にした果樹共済については、3割を超える被害に対して共済金が支払われるものでありまして、収入保険は青色申告を行っている農業者で収入が基準収入の9割未満となった場合に、減収分の9割を上限に補填される制度であります。今後、災害への備えとして、また経営を安定させる上で有効な制度でありますので、町としても県農業共済組合と連携を図りながら、制度への周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。部長、本当に今できる答弁って、これが限界なのかなということはもちろん理解をしております。

町長にこの部分、一言だけいただきたいんですけど、有田地域で一次産業を守っていくって全体必要なことや僕は思っているんです。それこそ今ある支援策といいですか、これまでの支援策を今、部長もおっしゃってくれましたけれども、今回ってもうそんなことを言ってもらえないくらい大きな被害で困っている方は多いんですよ。難しいのはもちろん分かっています。できるできやんはありますし、なかなかできないことがあるのももちろん分かっています。

これを復旧させていく中では、農林水産省の絡みもあったり、国交省の絡みもあったりとか、そういったところもあるのは分かりますけれども、できる限り県とか国とか要望とかをしながら、今回特例として何か力を貸してくれて、何か支援策を立ててくれていうことを要望していただいたりとか、そういったことを町長、力を貸していただきたいなと思うんですけども、町長の考えをお聞かせいただけますか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

全くそのとおりであります。今回の降雨によって、要望は必ずしますけれども、恐らく激甚災害の指定をくれんかなと思いを持っています。これは激甚で対応してくれるんと一般でやってくれるんとは、もう個人負担は全然違いますし、必ず激甚をやりたいなという要望は必ずさせてもらいます。

今回の農地、恐らく300件以上になると思います。これ町が全部見ると言ったら、これはもう大変なことで、町としてできるものはできるだけ早く査定をやってもらって、早く復旧をさせるということがまず第一目標で、その中でできれば激甚災害

の指定をしていただきたいということはもう必ず国のほうに要望させていただきたい
と思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

町長ありがとうございます。心強いです。

それこそ私自身も、昨日が14日ですよ、台風が発生したのが2日ですから、1
2日たった今でも現地確認に来てくれとか、そういった御連絡をいただいて、まだ昨
日の段階でも、12日たってからでもまだ現地を見に行かなければいけないぐらい物
すごく広範囲で発生してますから。山が崩れてしまって民家に落ちてしまってるとか、
どことは言いませんけれども本当に車が埋まってしまってるとか、そういった状況も
見てきました。本当に苦しいところでありますから、町長、私も一緒に頑張りたいと
思っているんで、また力を貸してください。お願いします。ありがとうございます。

次に、この台風の関係なんですけれども、現場を回っている中で河川氾濫とかも見
かけましたけれども、氾濫した河川についてお伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

議員の御質問にお答えいたします。

河川の氾濫についてでありますけれども、今回の大雨による道路の冠水や床上浸水な
どの被害の状況を見てまいりますと、町内の河川では主にですけれども、天満川、庄川、
早月谷川、五明谷川、長谷川谷川、玉川などで特に増水が激しく、その周辺において
被害があったものと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

本当に多くの河川で氾濫しておりました。そういった中で、今後、雨水対策をしっ
かりやっていかなければいけないところだと私も思っていますし、産業建設住民常任
委員会でも7月に雨水対策の視察に行ったりとかしっかり勉強しながら、これは有田
川町もしっかり雨水対策をできるような環境というのを一緒に考えていけたらと思
っております。

今後の雨水対策について考えているところとかあれば、部長、お答えいただけます
か。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

今後の雨水対策につきましては、地域の排水については、河川の流下能力というものが大変重要になってまいりますので、河川の改修やしゅんせつにつきましては、県のほうに対し強く要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

そうですね。天満川とか特にもうずっとずっと改修していかなければいけないという話もしている中で、こういうふうになることは分かっていたところもあるじゃないですか。なのでちょっと残念やなと思いますし、それこそ有田川のしゅんせつって一番メインといいますか、お金もかかってきますし大切なところだと僕も思っています。ずっとずっと要望もしながら、しゅんせつやっただいていただいていますけれども、これ町長、今までもやってくれてますけど、今後もっと強く、さらにしゅんせつできるような取組をやっただけならなと思うんですけども、心意気を聞かせていただけますか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

この雨水対策というのは第一に、部長おっしゃったとおり、天満川と有田川のしゅんせつ、天満川については、県のほうでも今もう既に古勝さんの上のほうを拡幅する予定でずっと測量に入ってくれています。それから、遊水地も公認していただけるという話、今設計が着々と進んでいると聞いてます。また、有田川についても今年度もしゅんせつと立木の伐採をやってくれる予定であります。また、今度は委員会で建設部長、振興局も呼んで一遍しっかりと聞いてくれたらいいと思います。

今日何か新聞へ岸本知事が、振興局の予算を増やして振興局の力をつけるんやということを言っていましたし、振興局が非常に力を持つてくるように思ってますんで、また部長とも委員会で呼んでいただいて、いろいろ聞いていただきたいと思います。

結構有田川も要望どおり進まんと思っていると思いますけれども、実は和歌山県の河川の予算というのは本当に微々たるもので、その中で河川が何百、何千て、小川を入れたらあるなかで、私は有田川へはたくさん今のところ予算を投入してくれて思っています。これからもできるだけ早く、立ち木伐採はいっぱいありますんで、しゅんせつと併せてやっただけのように、これはもう毎年要望にも行ってますし、今年もまた強く要望していきたいと思えます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

町長、前向きな御答弁ありがとうございます。

しゅんせつも一生懸命やってくださっているのは分かってますけども、今回またこうやって雨が降ってしもたらまた土砂がたまってって、多分繰り返しになりますけれども、これ繰り返しになりますけれども、けれどもやっつかない住民の命を守れないというのは明白でありますから、頑張ってくださいなと思います。

先ほどから再質問する中で、被災されたところを復旧していくというのがありますし、こういった今後の対策をしっかり打っていかねばいけないって、ハード面だけでもそうやってありますけれども、やっぱり復旧していくところはしっかり優先順も考えながらやっていただきたいなと。特に命に関わる場所って、山が崩れてもう民家まで落ちてしまっているところとか、優先順は難しいですけども、その辺しっかりとまた考えながら力を貸していただきたいなと思うので、またよろしく願います。

次は、学校関係です。教育長、答弁していただきました。今後の下校措置の対応の見直しというところで答弁いただきました。区の関係者であったり、学校の保護者であったりとか、そういった方からも今回たくさんお電話いただきました。僕も政治家にならせていただいて7年目ですけども、今までで一番お電話をいただいたなど、物すごい連絡いただきました。

そういった中で教育委員会に関わることも結構連絡いただいたんですけども、一番大変な時間帯に迎えに行かなければいけなかったりとか、そういったこともお聞きしました。保護者の方からも、何でこんなもん警報が出るって分かってるのに朝一登校させたんだといったお叱りももちろん受けました。だからといって、ここで私たちは結果論で話をする形になってしまいますから、何で登校させたんだとか、そういったことを聞くつもりはありません。そこは聞いたところで、今後につながるかといったらそうではないと思うので。

ただ、朝一警報が出ていなかったとしても、今回のように大雨が降って想定される場合、これは朝一の判断でもう学校を休みにするという判断をしてもらうのが一番いいと思うんです。下校措置の見直しは当然ながらそれはそれで必要ですけども、そもそも子供たちをそういったときに学校に登校させないということが一番だと私思っているんです。その判断は難しいとは思いますが、けれども子供たちの命を守っていく、今回は本当に人的被害がなかったからよかったですけども、子供たちの命をこれからしっかり守っていくんやと考えたときに、やっぱり登校させずに、けれども雨は大したこととはなかった、空振りだったって、それでもいいと思うんですよ。登校させたけども大雨が降ってしまって帰るのが大変になったって、それを思

うならば本当に休んで、けれどもそんなに雨降らんかったな、空振りやったなど。空振りいいですから、それでもいいと僕は思いますから、朝一に休校にする、休みにするという判断をやっていただきたいと思うんですけれども、それって教育委員会でやっていくこと可能なかどうか、可能であればやっていく気があるのかどうかというところだけお聞かせいただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

警報発令前であっても、大雨や暴風雨などが予想できる場合は、事前に休校にするなどの判断を教育委員会で行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

ありがとうございます。もうこれは本当にぜひともよろしく願います。もう子供が流されてしまったとか、学校の判断が誤ることないようにだけしていただきたいんで、本当に空振りでもいいんで思い切って休ませるということをやっていたらなと思うんで、またよろしく願います。

今回もこの被害状況が大きい中で、私も大雨の日、6月2日の晩も各地回らせていただいて、そういった中で避難所も幾つか確認に行かせていただきました。そういった中で気づいたところで言うと、6月ということもあるんで暑さは確かにちょっとはましだったんです。けれども、7月、8月とか真夏になってくれば、あの環境の中で避難所で避難してというのは厳しくなってくるのかなと。エアコンがないところもあると思うんですけれども、この辺エアコンの設置計画等、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

椿原議員おっしゃるとおり、エアコンがあるにこしたことないし、エアコンがあったらとは考えています。学校の体育館につきましても、避難所に多くがなっておりますし、教育委員会とも話しながら、今現在は吉備中学校の体育館、そしてこの議会1日目に議決いただきましたところの金屋中学校に今、設置にかかっているところでございます。今後も設置したいというのが本心であります。次どこなというと、まだちょっとそれは計画を立ててないんですが、順次計画を立てながら有意な補助金を模索しながら、その有意な補助金に飛びついてやっていきたいと考えております。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

私も過去に吉備中武道場で在ったりの一般質問もさせていただいたりとかいった中で、ここ有田川町は柔軟に対応してくださって、ありがたいことに武道場にエアコンも設置していただきましたし、今年度は金屋中学校にエアコンも設置していただけるということで、本当に感謝しております。

そういった中で、小中学校の体育館というところと言うと、エアコンの設置計画でまた教育部局でも考えているところがあるんだったら、また答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

椿原議員の御質問にお答えさせていただきます。

近年の気温上昇により熱中症のリスクは高くなっていると考えてございます。学校の体育館等での活動につきましても、熱中症予防のため制限せざるを得ないということも考えられますので、今後につきましても設置を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

ありがとうございます。すぐに全部というのはなかなか難しいのは分かってるんで、また今後しっかり計画を立てながら、それこそ総務政策部長がおっしゃっていただいたように、補助金も模索しながら進めていただきたいと思うんで、また今後ともよろしく願いいたします。今回の大雨被害についてはこれで終結したいと思います。

次、疾病患者への支援というところで再質問させていただきます。

アピアランスケアの必要性が高まっていると認識しているということで答弁を福祉保健部長からいただきました。アピアランスケアの相談窓口というのは、まず必要かなと思ってるんですけども、この相談窓口設置の考えとかはどのように考えていますか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

椿原議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの長の答弁のとおり、アピアランスケアの必要性というのは高まってきてい

ると認識しておるところであります。したがって、相談窓口を福祉保健部健康推進課に設置したいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

前向きな答弁ありがとうございます。設置したいと考えていますということなので、できるだけ早くしていただけたらと思います。

今回、このアピアランスケアって多分初めて聞く方も多いと思うんですけども、これと歌山県がアピアランスケア支援事業というのを今実施しているところでありませう。和歌山県が実施しているこのアピアランスケア支援事業の内容というのを部長、答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

椿原議員の再質問にお答えいたしたいと思ひます。

和歌山県が実施しているアピアランスケア支援事業の内容についてでございますけれども、県のほうでは令和5年度よりがん患者アピアランスケア支援事業ということで開始しておるところでございます。内容につきましては、市町村が行うがん患者及びがん経験者に対する医療用補整具の購入費用の一部を助成する事業に対し補助を行う制度で、補助基準については三つほどあるんですけども、まず1番目として、ウィッグの購入費用、これについては2分の1助成で上限が2万円となっております。次に、乳房補整下着の購入費用、これについては2分の1助成で上限が1万円となっております。最後に、人工乳房・人工乳頭の購入費用については2分の1助成で上限が2万円となっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

和歌山県の事業を聞くとおるところによると、本当にいい制度だと思ひています。県が直接やっているのではなくて、市町村が参加しないと受けられないといひますか、対象にならないと理解しています。そういった中でもうざり聞きますけれども、有田川町で導入していくといった考えはありますか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

椿原議員の再質問にお答えしたいと思います。

近年、県内の市町村でがん治療に伴う外見変化を補完するための補整具、ウィッグとか乳房補整具等を使用するがん患者及びがん経験者に、その購入費用の一部を助成している市町というのがございます。本町といたしましても、今後、県の補助制度についても活用できるというところでありますので、前向きに検討していきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁、前向きに検討していきたいということですから、していただけるのかな、実現するんだろうなと私は思っています。これと歌山県でもまだ湯浅町、橋本市、紀の川市の2市1町しかされていない状況というのと、町長、これ県費100%なんです。なのでもうぜひともやていただきたいなど。何ならもう9月に補正を組んででも早急にやっていただけたらありがたいなと思っています。これは答弁を求めませんけれども、遅くても来年新年度の予算にも入ってくるだろうと思っていますし、できれば県費100%ということも考えると、県の都合もあると思いますけれども、できるだけ早く補正を組んで実施していただけるということを要望しておきます。

それでは、最後のクビアカツヤカミキリの被害対策について再質問していきます。

本当に丁寧な答弁ありがとうございました。そういった中でこのクビアカツヤカミキリの特徴というのと、これほどまでに警戒しなければいけない理由、また一番の対策、この辺お伺いいたします。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

お答えさせていただきます。

在来のカミキリもあって悪いことするんですけども、特にこのクビアカツヤカミキリにつきましては、まず一つは、もともと日本には存在しなかった生物ということで、生態系や農林水産業に影響を及ぼす可能性がある特定外来生物であること、そして二つ目には、産卵数が多く繁殖力が非常に高い、また飛翔力が高く急速に拡大するおそれがあることです。一番の対策としましては、まずは皆が害虫による被害と危険性を認識して、発見し次第、早急に防除することが一番重要と考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

特にこの有田地域では、一番懸念しなければいけないといたしますか、やっぱり気になるところで言うと、もう主幹産業がミカンですから、今のところミカンでは被害が出てないと私も聞いていますけれども、このミカンへの被害というのは考えられないのか、お答えできる範囲で結構ですから、部長、答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

お答えさせていただきます。

現在のところ、日本国内では桜、梅、桃といったバラ科以外での被害報告はありません。しかし、可能性としては完全に否定できるものではないとのことですので、危機感を持って今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

4番、椿原竜二君。

○4番（椿原竜二）

答弁ありがとうございます。

当然、ミカンだけではありませんけれども、初めの質問でも言わせてもらいましたけれども、有田川町は一次産業あつての有田川町ですから、一次産業をしっかり守っていく、そういったところにまた力を貸していただけたらなど。私も一緒に頑張っていきたいと思っていますので、今後ともまたよろしくお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（谷畑 進）

以上で、椿原竜二君の一般質問を終わります。

……………通告順3番 2番（栗山昌之）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、2番、栗山昌之君の一般質問を許可します。

栗山昌之君の質問は、一問一答形式です。

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

2番、栗山昌之です。議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきたいと思っております。

もう先輩議員たちが言っただけでいまして、被害に遭いました方々にお見舞い申し上げます。それともう一つ、町の職員の皆さん方、非常に御苦労されていると思っておりますので、それにも十分感謝いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、明恵上人生誕850年の関連事業について教育長にお尋ねします。

明恵上人は、1173年に現在の有田川町歎喜寺に生まれた高僧です。9歳から京都で修業するなど、23歳で有田に戻り、34歳まで京都と有田を行き来しながら修行し、京都栴尾に有名な高山寺を建立しました。このように日本の僧の中でも歴史的に重要な人物の一人です。今年は郷土の偉人、明恵上人の生誕850年に当たる年になっています。既に庁舎の入口や町内各所に生誕850年ののぼりが立っています。

明恵上人は歌人としても有名な人物で、和歌はうまく詠もうとしなくてもいい、何となく、心の思うままに詠めばいいと、弟子にも明恵の歌の姿勢を示していることと聞いております。そして、「あかあかや あかあかあかや あかあかや あかあかあかや あかあかや月」という有名な歌があります。これは明恵上人が明るい月を見たときに生まれた歌ですが、心のままに詠むべきだと語ったとの大意をそのまま表している歌で、月を友と考えていたようです。このように、有田にとって貴重な文化人である明恵上人の生誕850年に有田川町はどのような取組をするのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

次に、2点目として食物アレルギー対策について町長にお尋ねします。

まずは、災害時の非常用食料のアレルギー対策についてですが、町民には食物アレルギーを持っている方が多くおられます。災害時に避難所等へ退避し、備蓄した非常食を食べようとしたときに、食事ができないという場合はないでしょうか。備蓄食料品について、アレルギー対策はなされているのでしょうか。

また、学校給食について、教育長にお尋ねします。児童生徒に食物アレルギー対策を必要とする児童生徒はどれぐらいいますか。また、そのパーセンテージはどうか。

なお、学校給食で7大アレルゲンである鶏卵、牛乳・乳製品、小麦・小麦製品、エビ、カニ、そば、ピーナッツというものを除去した給食が実施されている市があります。有田川町では、このような給食をすることはできないのでしょうか。給食が食べられない児童生徒の保護者は弁当を作る必要があり、調理等に関して負担も大きい状況です。児童生徒についても、ほかの児童生徒と同じものを食べられないもどかしさなんかもありまして、心身的にも特別扱いとなる負担もあるように聞いています。なお、小児の食物アレルギーも小学校入学時までには解消される子どもたちも多いと聞いております。保育所での給食はいかがでしょうか。

次に、先輩議員も多く質問されて、私の後も質問される先輩方もおられますのでダブってきますが、先ほどから話題にあります6月2日の豪雨、これで有田川は氾濫がなかったように聞いたのですが、実は一部氾濫がありましたということで聞かせていただきました。あと鳥尾川、天満川も道路のほうへ流れたということで氾濫があったと聞いておりますが、道路の冠水や土砂崩れが多く発生しております。現在も被害状

況の整備や確認などに精力的に行っている職員の方々、本当に御苦労さまでございます。しっかりとプラスになるように調査していただいて、報告を上げていていただきたいと思います。

それで、県に対する要望などは当然のことと思いますが、町で行う対策はどうなっていますか。安心・安全、住んでよかったまち、これを実現するためにはインフラの確保、通行止めがなるべく起こらない整備、今後、整備を行っていく必要があると思います。今回の豪雨は100年に一度と表現されていますが、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生など、今までの観測史上では予測できなかったことをはるかに超しているというのが多発していると思います。このため先手を打って安全なまちづくりをお願いしたいと考えております。

今後、農地が減り、住宅が建設され、遊水地、結局雨水をためておく場所ですけども、それは地面と池とかあるんですけども、両方ともだんだんだんだん減少していくということが見込まれています。先を見通した整備を行っていただきたいと思います。排水計画についても現状からではなく、数年後、数十年先、そういうものを見通して計画を立てていていただきたいと思っております。今、都市計画も改定されていますので、しっかり先を見通した対策をお願いしたいのですが、今、計画はどのようになっていますか。

最後に、令和4年11月20日に実施されたありだかわ楽市、これの成果と問題点をお答えください。

いわゆるPDCA、Plan、Do、Check、Actionということの連なった文言なんですけども、そのCの部分、Checkをどうされたかというのをお聞かせいただきたいと思います。楽市の目的、成功部分、失敗部分などを検討された内容と今年度の方向づけをお示しいただきたいと思います。

以上で、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

それでは、栗山議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1点目の生誕850年になる明恵上人に関する事業等につきましては、教育長に答弁をさせたいと思います。

次に、2点目の食物アレルギー対策についてでございますが、まず、災害時の非常用食料のアレルギー対策につきましては、町では避難者用備蓄食料としてアルファ米、パンや乳幼児用食料としてビスコ、ライスクッキーなどを整備しております。現在、備蓄している物品のうちアルファ米について、アレルギー物質28品目不使用のものを整備しており、また乳幼児用食用ではライスクッキーや災害食用ハイハインについても、同様にアレルギー28品目不使用のものを整備しております。様々な避難者に

対応できるようにしております。

また、避難所内において備蓄食料提供時には、アレルギーの有無についての聞き取りを行った上で提供を行う形で対応を行っており、今後も引き続き多様な避難者への支援が実施できるよう、備蓄物品の整備に努めてまいりたいと思います。

次の食物アレルギーのある児童生徒数、学校給食のアレルギー対策につきましては、教育長に答弁をさせたいと思います。

次に、3点目の6月2日の豪雨による災害について今後の対策についてでございますが、6月2日の豪雨により有田川町内でも多くの箇所道路の冠水、土砂崩れが発生いたしました。道路の冠水対策につきましては、まず関係区長や住民の方々から情報を頂き、要望箇所や危険箇所を確認するとともに、排水能力等を考慮し、県や関係機関と協議しながら、緊急度の高いところから流下能力向上に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、土砂崩れについてでありますけれども、町内全域において道路・河川・農地・農林業関係施設で甚大な被害が発生しております。町としましては、公共土木災害復旧工事、農林業関係災害復旧工事等を活用しながら、一日も早く復旧できるように取り組んでまいりたいと思います。併せて県事業対象の土砂災害についても、早期復旧に向けて県と協議し、地元調整などに協力していきたいと考えております。

次の4点目、ありだがわ楽市の成果につきましては、産業振興部長に答弁をさせたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

教育長、☑嶋博君。

○教育長（☑嶋 博）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

生誕850年になる明恵上人に関する事業等についてはでございますが、まず本年度、生誕850年を迎える郷土の誇りである明恵上人の関連事業は、どのようなものが行われるのかについてですが、明恵上人は1173年、現在の有田川町歓喜寺で生誕した有田川町を代表する郷土の偉人であります。今年は生誕850年という節目の年に当たっています。

明恵上人は、国宝「鳥獣人物戯画」を所有する世界文化遺産の京都高山寺を再興したことでよく知られており、日本仏教史においても重要な人物の一人であります。仏像修行にかけた明恵上人のひたむきで真摯な生き方は、鎌倉時代の人々から多くの信仰を集め、現在に生きる私たちをも魅了し続けております。明恵上人の業績は多岐にわたりますが、東大寺の学徒を務めるなど学問に秀でた学侶僧であるとともに、自らは厳しい戒律を守り、仏像を求める実践的な修行を重ね、その決意を示すために右耳の一部を切り落としたり、釈迦を父と慕うあまりインドへ渡ろうとするなど、数々の

逸話が伝えられてございます。

また、自らの夢を40年間にもわたって書きつづったことは、世界的にも類を見ないことと評価されており、その広くは夢記として今に伝わっております。このほか和歌にも精通するなど、幅広く文化的な活動を行ったことでも知られており、中国から伝来したお茶を植え広めたことから茶僧としてあがめられております。明恵上人が残した「あるべきようわ」の教えは、一人の人間としていかにあるべきか、あるべき姿への問いかけを解いたものであり、現代社会に生きる私たちが学ぶべき点が多い大切な言葉であります。

事業の予定でございますが、明恵上人の人物像やその功績を知っていただくため、8月27日、記念式典及び奈良国立博物館名誉館員の西山厚氏による「明恵上人清らかに生きる」と題した記念講演を開催する予定となっております。9月から10月に夢、お茶、和歌の三つをテーマにした講演会を、その分野の専門家を招き開催予定となっております。地域交流センターALECにおいては、8月から10月にかけて町所蔵の関連文化財や京都高山寺の御協力による写真パネルなどを展示する企画展の開催を予定しております。このほか町内や有田郡市に残るゆかりの地を巡る史跡探訪会の開催を予定しております。

また、町内の小中学校児童生徒を対象に啓発物資を配布するとともに、学芸員が学校に出向き出張講座を開催いたします。講座では、明恵上人に関わる文化財の映像を通して、明恵上人の功績や人物像について分かりやすく伝えていきます。また、地域の方々の協力により、高山寺よりもらい受けたお茶の実を育てていただいております。出張講座の開催に合わせて、子どもたちによる記念植樹を行う予定であります。子どもたちに地元出身の偉人である明恵上人の偉業やその生涯に触れていただく機会をつくり、町内に存在する歴史や文化遺産に関心を高めてもらい、故郷のよさを認識してもらうことは大変有意義なことであると考えております。

次に、また関連事業と観光振興との関連はについてでございますが、生誕850年という節目の年に、改めて町民の皆様とともに明恵上人を検証し、町内外へ広くPRしてまいりたいと考えております。取組といたしましては、生誕850年の機運を高めるためにのぼりを製作し、主要な公共施設や明恵上人のゆかりの寺院、温泉や道の駅など観光施設に設置してございます。記念事業の振興に当たっては、秋に明恵上人の特別展が開催される県立博物館のほか、有田市や湯浅町などとも連携・協力しながらPR活動をはじめとした取組を行っていく予定でございます。

次に、食物アレルギー対策についてでございますが、まず食物アレルギーのある児童生徒の数は、また全国の傾向はにつきましては、令和5年度の有田川町の小中学校の食物アレルギーの児童生徒は7.29%となっております。統一的な様式で集計し始めた平成30年度の数値は7.15%となっており、令和5年度は平成30年度から0.14ポイントの増となっております。

次に、学校給食のアレルギー対策は、保護者負担軽減のため7大アレルゲンのない給食はできないかについてですが、学校給食のアレルギー対策は平成30年8月に策定しました。有田川町学校におけるアレルギー疾患対策指針に基づき、1、各疾患の特徴をよく知ること、2、個々の児童生徒の症状等の特徴を把握すること、3、症状が急速に変化し得ることを理解し、日頃から緊急時の対応への準備を行っておくこと、4、過去にアレルギー疾患の症状がない児童生徒でも、新たに発症することがあることに留意することを理解し、緊急時の対応に備えております。

また、アレルギー疾患用の学校生活管理指導表を作成し活用しております。

アレルギー疾患用の学校生活管理指導表の作成手順は、

1、学校教育委員会はアレルギー疾患のある児童生徒を把握し、学校での取組を希望する保護者に対して管理指導表の提出を求める。

2、保護者は学校の求めに応じ、主治医に記載してもらい学校に提出する。

3、学校は管理指導表に基づき保護者と協議し取組を実施する。

4、主なアレルギー疾患が1枚に記載できるようになっており、原則として1人の児童生徒について1枚提出をしていただく。

5、学校は提出された管理指導表を、個人情報取扱いに留意するとともに、緊急時に教職員が誰でも閲覧できるような状態で一括して管理する。

6、管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は少なくとも毎年提出を求める。記載する医師には症状、治療内容や学校生活上の改良事項などの指示が変化し得る場合、向こう1年を通じて考えられる内容を記載してもらう。

7、食物アレルギーの児童生徒に対する給食での取組など必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報の提出を求め、総合して活用し、保護者と共通理解した上で、1、アレルギー疾患のある児童生徒への取組に対する学校の考え方、2、取組の流れ、3、緊急時の対応体制、4、個人情報の管理及び教職員の役割分担、5、具体的取組内容を基本とします個別の取組プランを作成し決定し、必要に応じプランを修正しながら子どもたちの安全を第一に対応しているところでございます。

今後も学校給食は、食に関する知識や技術、食の大切さや健康への影響、適切な食生活を実践することを目的とした食育推進の観点から、また有田川町における給食のアレルギーへの個別の取組プランにより対応していくことを基本としております。先進地の状況、また県内の市町村の状況も確認、参考にしながら、さらに研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年11月20日に実施しました「ありだがわ楽市」の成果についてでございますが、有田川町どんどんまつりに代わるイベントとして、各関係団体の皆様の御協力の下、令和3年から検討や協議を積み重ね、地域産業や町の魅力や文化を発信し、持続可能な地域産業や町の活性化を目指すことを目的とし、また地元有田中央高校とも連携したイベントとして、第1回ありだがわ楽市を開催いたしました。本イベントには多くの事業者や団体等が参加され、また訪れた方は約1万2,000人に上り、大変盛り上がりのあるイベントとなりました。

その後、開催されました実行委員会において本イベントを振り返り、多くの御意見をいただきました。御意見としましては、多くの事業者等に御参加いただき、それぞれで事業者のPRを行い、町内産業の魅力を多くの方々に知っていただく場となった、また伝統ある有田中央高校の品評会もありだがわ楽市と同時開催することにより多くの方に見ていただき、学校、農業者、地域とのつながりも深まったなど、成功裏に終わったとの意見のほか、反省点としましては、駐車場の確保の充実、また広報の拡大、学生を前面に出し、さらに学校のPRをしたらどうか、広報不足等による来場者が少ない部門があった、開催時期が農繁期と重なるため参加が困難などといった意見が出されました。

その後、実行委員会の開催に当たって文化協会吉備支部から報告をいただき、総代会の場において10月に文化祭を開催してほしいとの意見が大半であったために、残念ですが今年の文化祭は文化協会独自に10月14日、15日に開催することに決定したとの報告をいただきました。

以上のことを踏まえまして、先日開催されました実行委員会において、今年度のイベント内容を協議するとともに、今年度は11月19日、日曜日に第2回ありだがわ楽市の開催が決定されたところであります。

今後の方向としましては、コンセプトにもうたわれていますように、各事業者のアピールの場として、また来場者にとっては町の産業や文化、魅力を再認識、新発見する機会となりますよう取り組み、また先ほど申し上げました反省点のほか、詳細な問題点、課題の掘り起こし、改善に向けて検討会にて進めているところでございます。今後も本イベントのコンセプト、目的に基づき、皆様に参加してよかった、訪れてよかったと思われるイベントとなりますように、しっかりと改善を行いながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。

まず、明恵上人の件につきましてなんですが、明恵上人だけではなくて、有田川町には詩人の宗祇、それとか清水の産業に主に貢献した笠松左太夫さんなどがおられます。ここに平成18年に教育委員会で作製された、「わたしたちの町有田川町」という小学校の副読本があるんですけども、そこには載っていないんですけども、あと和歌山県を代表する洋画家、川口軌外という方も旧吉備町の庄で生まれた方がございます。特に和歌山県の県民文化会館の第一どんちょうなんですけども、それにデザインされている少年と貝殻、絵の現物は和歌山県立近代美術館で所蔵されているわけなんですけども、その他の多くの作品も世に出しておられるというような状況です。これらの有田川町が誇れる文化人についても、町民の皆さんに分かっていただく必要があると思うんですけども、広報とかいろんな状況でどういう格好でされるかということをお伺いしたいと思います。教育長、お願いいたします。

○議長（谷畑 進）

教育長、☐嶋博君。

○教育長（☐嶋 博）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきます。

今お話しいただいたとおり、明恵上人以外にも、また北山谿太先生とか彫刻家とか、幅広く活躍された方がほかにもたくさんございます。私といたしましては、この明恵上人の生誕を記念した行事を基に、今後いろんな方面で広めてまいりたいと考えております。

副読本につきましては、今年度、ちょうど改訂作業に入っております。デジタルの部分がほとんどなかったんで、そういった部分も取り入れながら、川口軌外先生、それから北山谿太先生、あとそういった方の人物の、今まで入れてなかったですけども、顔写真と簡単な経歴も入れたものにしていきたいということを検討しているところでございます。

以上であります。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。

いろいろと文化に関わることというのをしっかり捉まえていっていただきたいんですけども、ここで教育長に意地悪な質問をしたいと思うんですけど、文化って何ですか。

○議長（谷畑 進）

教育長、☐嶋博君。

○教育長（☐嶋 博）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきます。

一言で答えるのは難しいんですけども、人間がこれまで学習して習得してきたというか、手に入れてきた生活全体のものを指しているものだと私は考えております。形のあるもの、それから形のないもの、特に次世代に引き継ぐべき国の宝ということで国宝という様々な我々の生活全般にある物すごく少ないものから、民族というか我々の衣食住に関したものの、そういったものが含まれていると考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます、的確にお答えいただきまして。

文化といたらいろいろそうなんですけども、本当にいろいろ多岐にわたると思いますので、その辺のところ、特にこの町に生まれて、町の文化というのを大事にしていていただきたいと思いますので、その辺のことを十分理解できるように、学べるようにということでもよろしくお願ひしたいと思います。

それで、今回の明恵上人の話なんですけども、あと観光にもつなげていていただきたいと思いますので、観光関係で言えば、先ほどちょっとお話しさせていただいていると思うんですけども、明恵上人以外の部分についても、どういう格好でイベントをしていこうかという部分を産業振興部長、何かお考えがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

今回のこの850年の生誕につきましては、教育委員会と連携して各のぼりも観光施設にも立っておりますし、またパンフレットをできたら各所に置かせていただいて、それを盛り上げて、連携して今回のこの850年を盛り上げていきたいと。そして、観光客の誘客に努めたいと考えております。また、そのほかのということになりますと、具体的にはまだ出てないのが現状です。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。

せっかく有田川町にいろんなものがありますので、なるべく多くの方に来ていただくということは大事なことだと思いますので、その辺またいろんな計画を立てていただけたらと思います。

次に、アレルギー問題なんですけども、町長、どうもありがとうございます。アレ

ルギー対策をしっかりといただいているということで、災害時の場合も食料品についてはアレルギー対策が確実に行われているということで安心いたしました。

この非常食ということにつきましては、町民だけではなくて、たまたま有田川町に来られて、そこで災害に遭って帰れないというような人、そういう方々についても当然食していただかなければならないものだと思いますので、ちゃんとアレルギー28品目に対応しているという状況であればありがたいんですけども。

実はこの非常食というのは、5年ぐらいで1回更新していかないといけないと思うんですけども、非常食の更新について、例えば学校給食のところで使っていただいて、非常食ってこういうものがあるよということをお子さんたちに分かっていただくのもそうなんですけども、今回の6月2日のとき、給食というのも非常に問題があったように思います。ですから、例えば学校にある程度、賞味期限というんですか、消費期限が切れる前にある程度配布して食していただく、それも教育になると思いますので、そういうような形の中で配布していただくような格好でしていただけたらと思うのですが、総務政策部長どうでしょうか、配布とか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

栗山議員の再質問にお答えさせていただきます。

もちろん、議員おっしゃるように、それを活用して学習していただけるというのはいいことやと思います。ただ学校給食というのは、1日の摂取のカロリーでありますとか、栄養素でありますとかということを計算しながら、栄養士が献立を組んで、調理員が適切に作るということになってございます。教育委員会とも話しながら、学習の一部に使っていただけるのであれば、賞味期限切れ前の備蓄品をとるところではあります。

ちなみに学校から申し出てくれて、今までそういう学習に使っていただいた例もあります。また、地元の自主防組織にも賞味期限切れの前のも渡して、自主防の活動の中でこういうものや、またみんなで食べてみよらとか、そういうところで活用してはいただいております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

12時ちょうど回ったんですけども、あと少しだけ延長して質問させていただきたいと思います。

ありがとうございます。あと学校給食に関してなんですけども、保育所の給食というのはどうなのかというのが気になります。それで、これは関係ないと言えば関係な

いのかも分かりませんが、愛媛県の新居浜市の保育所ですりおろしリンゴで詰まらせて重体、鹿児島県の始良市で同様の事故があり園児が死亡したということもありますので、アレルギー対策とは別に食事というのは非常に難しいものだと思います。特に乳幼児なんかには非常に難しいものがあると思うんですけども、本町ではどのような対策ということを考えているかというのをお答えいただきたいと思います。

この安全を確保していただくのには、いろんなマニュアルをつくられていると思うんですけども、年々いろんなことが変わってくる、新たな事情が起こってくるということもありますので、どれぐらい内容検討をされているか、常に見直しておられるとか、その辺もお答えいただけたらと思います。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

栗山議員の御質問にお答えさせていただきます。

保育所においても、小中学校と同様に個別の取組プランにより保護者の方と協力して食物アレルギーには対応していただいております。また、始良市で園児が死亡するという大変痛ましい事件が起きて心を痛めているところでございます。離乳食完了期、1歳から1歳6か月の頃になるんですけども、咀嚼により細かくなっても、固さや切り方によって詰まりやすい食材にリンゴは分類されてございます。加熱して提供することと、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインに記載されております。教育委員会におきましても、事故防止の観点からガイドラインの内容を厳守するよう再度通知を行ったところでございます。

ガイドラインの更新頻度につきましては、問題が確認されたときに更新され、その内容について通知されてきております。項目の更新時に保育所等や給食業務の委託先に通知して対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。今後、うちの町でそういう事故が起こらないようにということの中で十分留意しながら、検討しながら進めていただきたいと思います。

次に、6月2日の件なんですけども、もうほかに多くの方々が質問される予定のようなので1点だけ。

県は県で川のしゅんせつとかそういうことでなければならぬところを進めていただいておりますが、町でも今後、遊水地、池とか土地とかで水を吸収する部分というのがだんだんだんだん少なくなっていくというのがもう目に見えてます。ですから、10年、20年先、もっと先にどないなるかというのを検討しながら、

改修なり事業を進めていっていただきたいと思います。ただ、それもお聞きした中では、川の本流、有田川とか天満川とかそういうところをどうするかということと並行しながらいけないとだめだというのはお聞きしているんですけども、それも含めてなんですけど、将来的にはどれぐらいの排水計画というのを考えるかというのを計画していただきたいと思いますので、今もし何か考え方とか方針があるんでしたら、建設環境部長、お答えいただきたいと思うんですが。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

明確な雨水の対策で、今、方針というのを持っているわけではないんですけども、なかなか先行的に事業というのをある程度は見越せるとは思うんですが、今回の大雨でいろいろ被害があったと思うんです。今、各地域ともに大変な状況やと思うんで、今後また要望というの各地域から上がってくると思います。そんな中で、その状況を見させてもらいながら対応してまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ありがとうございます。

将来を見据えた上で、いろんなことをしていただきたいと思います。排水計画をやったけど、10年たったらまたせんなんというようなことのないように、それを計画していただきたいと思います。

それとあと一つ、一番最後にお話しいただきました楽市の件なんですけども、今後ともしっかりと見直して検討して行って、悪いところというのは直して、いいところというのはどんどんどんどん強めていくというような形で進めていっていただきたいと思います。

総務政策部長にお願いしたいんですけども、楽市だけじゃなくていろんな事業があると思うんですけども、どういうふうに見直して、どういうふうに直したよというのを公表できるところはどんどんやっていただきたいんですけどいかなるものでしょうか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

有田川町内、もちろんこの役所の中の事業は全てそうなんですけど、どういう計画をして、どうした場合成功であるんかというのをまずしないと、その成功には向かって

いけないと思います。それを繰り返しながら、その事業が続いていくのか、また精査していかなあかんのかというところを考えているところでもあります。その過程について公表できれば、でき得る限り公表していくというのが所存であります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

できるだけ公表していただくようお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、栗山昌之君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 12時07分

再開 13時09分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順4番 14番（増谷 憲）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、14番、増谷憲君の一般質問を許可します。

増谷憲君の質問は、一問一答形式です。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、4項目を挙げておりますが、同僚議員から幾つか質問があり重なっている部分もありますので、その分についての答弁はできるだけ省いていただけたらと思っております。

まず、災害対策の問題であります。今回の台風被害によって被害に見舞われた方々に、まずお見舞いを申し上げたいと思いますし、同時に町執行部、そして議会もともに一生懸命復旧に向けて取り組んでいかなければならない問題だと思っております。

さて、質問に入りますが、6月2日から3日にかけての台風2号による水害により甚大な被害を受けました。時間雨量の多さで小さな谷から土砂があふれかえったのが

今回の特徴であります。そして、通行止めが国道や県道、町道、林道で起きました。また、人家への床上、床下浸水、土砂流出の多大な被害をもたらしました。特に道路では、通行止めになった地域で、以前の台風で倒木をそのままにしておいたのが被害を大きくさせたところもあります。そして、停電やテレビが見れない、孤立した地域も出ました。

ところで、今日、毎日新聞の記事によりますと、県下の被害状況が出されておりました。それを見ますと、県内の農林水産業の被害額は14日時点で72億5,000万円に、2018年の台風21号による被害額約64億円を上回っております。特に農地ののり面の崩壊が多く、農地被害が1,297か所の約23億8,300万円、樹体被害は11.7ヘクタールの約13億7,000万円、そして、林道路肩被害については175か所の約4億円の被害と出ておりました。そして、農業用施設では水路が425か所が被害を受けていると載っております。

それで、被害状況と激甚災害の対象になるのかの質問については、同僚議員から質問がありましたのでそれに譲りますが、今後の対応についてであります。まず人家に被害があった場合の証明と、様々な施策を受ける上で罹災証明が必要であります。以前に迅速な罹災証明が出せるよう体制の充実を求めた質問もしたことがあります。今回の罹災証明の発行状況をまず示していただきたいと思っております。

また、災害ごみの処理についてであります。今回の災害による現状はどのようになっているのでしょうか、御説明いただきたいと思っております。

そして、商工業者への災害の支援についてであります。融資や利子補給などで抜本的な支援策はありませんが、今の物価高騰などの経済情勢から見て、特別の負担なしの支援を検討すべきではありませんか。

次に、農地や農業施設災害への支援であります。吉備地域を中心に農地災害等で、最近の数字でお聞きしますと、350件出されているとお聞きしています。離農を生まないためにも抜本的な対策を検討しなければならないのではないのでしょうか。

また、倒木への対策であります。今回も五郷地域で県道の全面通行止めの被害が出て、数日間孤立した状況になりました。前回の災害時の倒木がそのまま放置されていたことが大きかったように思います。懸命の復旧で通れるようになりましたが、倒木や土砂を撤去しただけで、通行時には依然として危険が伴います。今後も同様な災害の発生が危惧されます。人災、家屋の倒壊を起こさないためにも、倒木の撤去対策があるのではないのでしょうか。撤去には、林家への働きかけが必要ですが、特別の支援体制と林家への協力が得られるよう働きかけていただきたいのですがいかがでしょうか。

次に、二つ目の問題として国保制度の改善であります。

これまで何回か質問をしてまいりました。まず、国保税の引下げについて質問したいと思っております。国保世帯は低所得者が多く、しかも負担が高く、軽減者は5割を超

える状況にあります。また、国庫負担を削減した経過がありますから、被保険者は負担能力以上の国保税がかかってまいります。また、県下の国保統一化で令和9年度から資産割を廃止する方向で進めております。その分影響を受ける方が減少するわけですが、一方で所得割を増やす方向になってきます。しかし、この所得割は所得に応じて何段階かに分かれておらず、一つの税率ですから不足分を確保するためには所得割を増やす方向にならざるを得ません。そして、今の物価高騰などの経済情勢、所得が上がらない中で今の国保税では負担が大き過ぎます。今から国保基金や財政調整基金、またふるさと納税基金を活用して国保税の引き下げを求めたいと思いますがいかがでしょうか。

第2点目として、医療費についてであります。医療技術の高度化で救われる命が多くなってまいりました。内容も様々であります。しかしその反面、医療費の高騰で支払いは大変であります。医療費助成を県にも支援を求めていますでしょうか。

第3点目として繰入れの問題ですが、一般会計からの繰入れは法定内繰入れと法定外繰入れがありますけれども、法定外繰入れでは認めるべきだと申し上げて答弁は結構であります。

第4点目として、都道府県単位化で保険税の水準はどのような見通しになっていくのかお聞きしたいと思います。

第5点目として、国保税の均等割額で小学生から高校生まで国保税の均等割額、医療分では1人当たり2万3,500円かかると思います。子育て支援の立場から国や県への働きかけと、当分の間、町独自で小学生から高校生の均等割額を半額にするよう財政措置を取っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

第6点目として、国は市町村が例えば18歳まで医療費を無料化すると、国は気に入らなくて国庫負担金を削減してきました。しかし、就学前までのペナルティ、国庫負担金の削減については課さなくなりました。そして、国会でもこの間の共産党の質問でもなくす方向に傾いてきましたが、当然であります。今後なくす方向で議論されていると把握しておりますけれども、その点でいかがでしょうか。これが第2問であります。

次に、第3問、がん患者等への支援についてありますが、この問題も同僚議員と重なっておりますので省かせていただきますけれども、まず第一に、このアピアランス的な支援であります。同僚議員が質問し、検討していく、しかも前向きに検討していくということですから、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、ただ県が100%でありますけれども、町もこれに乗っかって支援額を増やして、県と町の一体でぜひとも実現をしていっていただきたいと思います。

次に、このがん患者の支援の二つ目の問題として、私はストーマ装具への支援の拡充について質問をいたしたいと思います。

ストーマ装具とは、直腸がんや膀胱がんなどの手術で、本来の自然的な機能が難し

くなった場合、人工的な袋を装着して日常の生活が送れるようにするものであります。これには消化器系と尿路系があります。以前は町障害者日常生活用具給付事業として助成されていましたが、今は日常生活用具給付事業実施要項に定められていますが、障害者手帳が3級かもしくは4級が取れるようになっております。そこで、まず第1点目として、この事業を受けている対象人数、現金など、どのような形で補助されるのか。また、国や県、町の財源、限度額はどのようになっているのか御答弁いただきたいと思っております。

第2点目として、補助額についてであります。国も財政支援をしてお聞きしております。しかし、国は予算の範囲内ということをお聞きしていますから、また障害者日常生活用具給付事業から日常生活用具給付事業に変更になっているため、補助率が下がっていないか危惧するわけですが、この点ではいかがでしょうか。

第3点目として、ストーマ保有者の、ストーマ用品を装着していても装具の維持管理などの生活環境や心理的負担、眠りにくいという睡眠時間の問題や家族関係の問題、理解されにくいこと、また日常生活を安心して送れるにはストーマ保有の充実が求められますが、経済的な負担がかかってくるため、せめて購入のための補助額を引き上げていただきたいのですがいかがでしょうか。これが第3問であります。

次に、最後の第4問に移ります。（仮称）徳田大橋建設に向けてであります。徳田大橋については、この議会でも以前請願採択して、議会が一丸となって取り組んでいく方向を示しております。今回、私のほうから質問させていただくことになるわけですが、これはどの議員にとっても大事な問題でありますから、それぞれまた次の議員が質問するなどして強力で押し進めていくことが大事だと考えております。

そこで、この（仮称）徳田大橋の建設要望であります。県道海南金屋線のトンネル工事着工に始まり、平成21年に徳田から請願が出され、平成26年に当町議会が県へ請願の要望を上げました。そして、徳田区や糸野区を中心に関係する区の要望、要請、県道海南金屋線促進協議会での提案となって、事業化の方向で進みつつあると把握しております。そして、トンネル工事であれば、2,567メートル中、約2,250メートルが掘削され、貫通まであとわずかになってきているように思います。

令和7年度完成・開通見込みとお聞きしておりますが、この区間が開通すると海南への通行時間がかなり短縮され、利便性が高まり、和歌山市まで30分圏内という通勤範囲になりそうな、まさしくこの利便性が高まるわけですが、そうなりますと高速道路や国道42号線のバイパス的役割や災害時にも大きな役割を果たす道路となります。そして、県道海南金屋線を真っすぐ糸野地内から徳田地内まで橋梁で結べば、一層の利便性が高まります。本当の意味での県道海南金屋線は、橋梁で徳田地内まで開通してこそ、この路線の完成となると思っております。そこで、現在、（仮称）徳田大橋の進捗状況についての到達点はどこまで来ているかお聞きしたいと思います。

そして2点目として、今後の町当局の取り組む姿勢について、できるだけ具体的に

お伺いしたいと思います。

これで第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

それでは、増谷議員の質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の台風2号関連による被害についてでありますけれども、激甚災害及び局地激甚災害の指定につきましては、公共土木施設や農地等の被害状況の調査を実施し、それぞれの災害復旧事業費等の査定見込額の算定後、基準に基づき指定が行われることとなっております。今後も被害状況の調査を早急に進めてまいりたいと思います。

先ほども同僚議員に答弁させてもらったとおり、できるだけ局地激甚災害の指定を受けられるように働きかけていきたいなと思っております。恐らく線状降水帯というのはここら辺りは初めてです。県下とも、ここら辺りも物すごく有田郡市で荒れてますんで、多分指定してくれるん違うかなと思って期待、それはもうきつく要望していきたいなと思ってます。

次に、今後の対応についてでありますけれども、特に罹災証明及び罹災届出証明につきましては、ホームページ、ありだがわ防災・行政ナビ、各区への回覧で住民の方に周知し、税務課、やすらぎ福祉課、住民福祉室で6月5日から受付・発行を行っております。床上浸水の住家につきましては、罹災証明発行に当たり現地確認が必要であるため、住家被害認定士資格を持った税務課職員が出向いて損壊の程度を調査しています。現時点では、届出いただいた家屋については、もう全て調査を終了しております。

次に、被災ごみの処理につきましては、産業廃棄物や危険物など町が処理できないものもございますが、川口地区の町管理地に仮置場を設置しておりますので、環境衛生課で被災ごみを確認後、無償で受入れを行っております。また、環境センターへの直接持込みを希望する場合は、減免にて受入れ対応しております。まずは環境衛生課に御相談いただきたいと思います。

次に、商工業者への支援策につきましては、商工会の調査によりますと、今回の豪雨による浸水被害等、約10件の被害が報告されています。支援策といたしましては、罹災証明を受けた中小企業者の事業再建や資金繰りを支援するための中小企業融資制度の経営支援資金（一般枠）や短期決済資金（一般枠）が利用できます。また、和歌山県では、今回の梅雨前線による大雨及び台風2号により被災した県内事業者を支援するため相談窓口を設置し、相談を受け付けているとのことであります。

また、果樹園地等の農家の皆様への支援策といたしましては、果樹の改植やモノラック、スプリンクラー等の農業用施設の早期復旧について、県を通じて国への要望を

早急に行ってまいりたいと考えております。また、施設復旧のための資金や運転資金に対する融資につきましては、農業者の金利負担の軽減を図る措置として、一定期間利子補給をする制度がありますので御活用いただければと思います。

一方、災害に伴う農業収入の減少を補填する支援制度といたしましては、国の農業共済制度や収入保険制度等がございます。ミカン等のかんきつを対象にした果樹共済については、3割を超える被害に対し共済金が支払われるものであり、収入保険は青色申告を行っている農業者で収入が基準収入の9割未満となった場合に、減収分の9割を上限に補填される制度であります。今後、災害への備えとして、また経営を安定させる上で有効な制度であることから、町としても県農業共済組合と連携しながら、制度への周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、農地や農業施設災害への支援につきましては、現在、申請をいただいている件数が既に300件を超えております。そのため、現場を確認させていただくのにもかなりの日数を頂くことになると思いますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。現場を確認後、災害申請できる場合には、農林水産業施設災害復旧事業として国に補助の申請をしていきたいと思っております。災害復旧事業には申請者の負担金が必要となります。詳しくは建設課までお問合せいただきたいと思います。また、被災農地の報告受付は6月19日までとなっていますので、農地や農業施設が被災された方で御希望の方は、建設課まで御報告をお願いいたします。

災害により山林に放置されたままの倒木の放置対策につきましては、復旧に係る事業化は森林所有者の意向によるところが大きいことから、意向確認を行いながら県単独事業の広葉樹林化推進事業を利用し、危険箇所を解消すべく森林所有者の承諾を取り、順次、県に要望書を提出しているところであります。また、住民の方から倒木についての相談がある場合には、今後も県と速やかに情報共有を行い、対応できる事業がないのか判断していきたいと考えております。

次に、2点目の国保制度の改善についてであります。まず基金活用等も含めた国保税引下げにつきましては、和歌山県国民健康保険運営方針では、令和9年度に保険税の統一を目指し、また資産割を廃止し3方式を目指すとされております。当町といたしましてもその方針を受け、段階的に資産割を減らす税制改正を行っているところであります。今後は、資産割の廃止に伴う減収を所得割等で補わなければならない、国保税の引下げは非常に難しい状況であると考えます。なお、資産割廃止に伴い急激な国保税の引上げにならないよう、基金の活用を考えながら税率改正を行っていきたくと考えております。

次に、県への医療費助成支援の要求につきましては、町独自で行っている医療費助成制度の実施に伴い国庫負担金が減額されておりますが、一部の医療費助成制度については、減額された国庫負担の助成として県より2分の1の補助を受けております。今後も制度の維持を求めていきたいと考えております。

次に、法定外繰入の実施を認めさせる取組につきましては、県国民健康保険運営方針では、赤字解消・削減取組について決算補填を目的とする一般会計繰入を解消することを目指しており、当町としては特に取組は行っておりません。一般会計からの法定外繰入は、被用者被保険者としては被用者保険に加えて、一般財源による税負担の二重に負担している状況ともなります。今後も国保被保険者に対して過度の激変が生じないように配慮しながら、健全な国保運営に努めてまいりたいと思います。

次に、保険税水準の見直しにつきましては、現在、令和9年度の国民健康保険税の県下水準統一に向け、作業部会にて協議が進められているところであります。現時点において、県から水準が示されていない状況ですが、来年度から決まった方針に従い、並行して国民健康保険税を仮算定し、令和9年度に急激な負担が起らないよう慎重に進めてまいりたいと思います。

次に、こども均等割半額の年齢引き上げにつきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、未就学児については、令和4年度から国税均等割が半額となっています。

今回、御質問の均等割保険税につきましては、対象年齢の引上げをとということでございますが、和歌山県では令和9年度に保険料算定方式や賦課割合を統一することとなっており、現在、和歌山県内全市町村が保険料水準統一に向け進めている中で、町独自の軽減措置を行うことは難しいと考えております。今後、健康保険法の改正等、国の動向に合わせて考えていきたいと思っております。

次に、医療費独自支援のペナルティにつきましては、国は3月31日、「こども・子育て施策の強化について（試案）」を取りまとめ、その中で地方自治体が独自に子供の医療費助成をした場合に、国保の国庫負担が減額調整される措置の廃止を打ち出しています。現在は、未就学児までが措置の対象外となっていますが、今回の試案ではさらに範囲が広げられ、高校生までを措置の対象外とするよう想定されているようです。当町といたしましても、試案に減額調整措置の廃止が盛り込まれることは、国保運営にとって大変有意義なことであると考えております。

次に、3点目のがん患者への支援についてであります。事業の対象人数、補助の形態、財源、限度額、補助率等については、担当部長に答弁させたいと思っております。

次に、ストーマ装具購入の補助率を上げていただきたいということですが、尿路系ストーマ装具及び消化器系ストーマ装具の必要な方は、身体障害者手帳を取得し、障害者総合支援法により尿路系ストーマ装具及び消化器系ストーマ装具の給付を受けております。また、和歌山県内の市町村がほぼ同じ基準で実施していることから、支援の拡充については現在考えておりません。

次に、4点目の徳田・糸野間大橋の進捗状況についてでありますけれども、（仮称）徳田大橋、これは平成21年にアクティ徳田から、また平成26年に町議会から請願書をいただいております。また、地元でも協議会をつくっていただきまして、町とい

たしましては大変心強く思っております。現状といたしましては、有田川町と海南市でつくっています県道海南金屋線改修促進協議会で、令和3年より継続的に県に対し要望活動を行っているところでございます。

要望区間周辺では、国道424号、県道海南金屋線、県道吉備金屋線のバイパス整備完了に伴い、国道424号、国道480号、県道海南金屋線、県道吉備金屋線の町への移管に向けて、県より修繕工事、側溝整備等の作業を継続して施工していただいているところであります。（仮称）徳田大橋と関係道路については、今後も引き続き県道海南金屋線改修促進協議会において議員の皆さんのお力もお借りしながら、県に要望を続けてまいりたいと思います。

今度の徳田バイパスの道は、以前、今は多分九州に行ってるんやと思う阿部さんという部長の時代に1回こっちへ見に来てくれて、ここへ橋を架けたいんやという話をさせていただきました。その中で出たのは、今、424号とか480号、あの地域にいっぱい県道・国道が走っています。これを全部町へ受けてくれるかという話になりまして、喜んで受けさせてもらう、その代わり橋を架けてほしいということから始まって、令和3年度からもう県道海南金屋改修促進協議会も含めて県へ要望してますけれども、これだけではまだまだ足りないと思っています。

先日も日高川の町長に、橋の話があるのもっと広げないと、うちと海南だけの話と違うんや、ぜひ日高川も入ってほしいと。もう少しずっと印南辺りまでできたら広げて、大きな会にして陳情をも一回させてもらうということも言ってますんで、日高川の町長にはもう御了解していただいています。また夏中までに日高の多分議員らにも入っていただくことになると思いますけれども、入っていただいてもう一回一から、できたら県道海南金屋線と切り離して、これ専門の協議会をもう一回一から構築して、県のほう、国のほうへ強い要望をしていきたいと思っています。国会議員の方々にも、その趣旨というのは話をさせてもらっています。それはええことやなと言うてくれるんやけど、まだまだこれから運動をせな進んでいかんと思いますんで、今後とも一生懸命やりますんで、ぜひ皆さん方の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

増谷議員の御質問にお答えいたします。

3点目のがん患者等への支援についてというところで、ストーマ装具の対象人数や補助の形態、財源、限度額、補助率等についてでございます。

まず、対象人数については、令和5年3月末現在で尿路系ストーマ装具8名、消化器系ストーマ装具30名の計38名となっております。補助の形態につきましては、対象者の方から日常生活用具の給付申請を行っていただき、給付決定等を対象者に送付いたします。その後におきまして、業者さんから給付券と引換えにストーマ装具を

受け取っていただき、業者さんからは請求書に給付券を添えて町に請求があると、こういった仕組みになってございます。財源につきましては、国が2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。限度額は、有田川町日常生活用具給付事業実施要項で定めておまして、尿路系ストーマ装具で月額1万1,639円、消化器系ストーマ装具で月額8,858円となっております。

次に、補助率についてであります。制度上は国2分の1、それから県4分の1となっておるんですけども、予算の範囲内での補助となっております。このため国庫補助については、実質27%程度の補助しか入ってきていないという状況になってございます。県の補助は4分の1交付されております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質問させていただきます。

まず、災害対策の第1問からであります。とにかく激甚災害の指定を受けると、町にとっては大きな援護射撃になると思います。ぜひこれだけ被害が大きければ、関係市町村も皆そうであるし、ぜひ実現するよう求めていただきたいと思いますし、もう一つは、災害救助法との関係も出てくるのではないかとこのように私は思っておりますので、そこらもぜひ検討していただきたいと思っております。

それで、この被害によって農家や商工業を営んでいる方とか、農家の方にとって本当に今回は大変な被害を受けて、下手すれば離農とか廃業という状況に追い込まれないか心配するわけです。それでなくても今、町の活性化の一環として農業や商工業をやっ払いこうという御時世の中ですから、これは特に大事にしなければならないと思いますので、先ほど同僚議員の答弁をお聞きしていても、支援策として改植やモノラックの支援とか、運転資金、利子補給のある融資とか、救援対策としてのミカン被害へのJAの共済、収入保険のお話もありましたけども、私はこれで十分いけるのかという心配をしているわけでありまして、ですから特別な対策がいると思っております。

それで、全般的に再度幾つか提案させていただきたいんですけども、災害にお金がたくさん要するという面で見ますと、財政事業の面から一つは、特別交付税の前倒しの交付をしていただき、そして確実な補填が要るのではないかと、これが1点目。

二つ目は、災害の防止のため現状復旧だけでなく、改良復旧としての対策の優先が要るのではないかと。

三つ目に、被災者生活再建支援法の適用が要るのではないかと。

四つ目に、中規模半壊の適用、住むための大規模な改修が必要であることを考慮した認定が要るのではないかと。

五つ目として、泥出し作業のために水道水をたくさん使ったところもあるんじゃないかと私は思っているんですが、そういう場合の水道料金についても、国に何らかの支援要請を、もしあるんでしたら私は求めるべきだと思います。

六つ目に、中小業者の方には救助法や激甚の適用の有無にかかわらず、まずこれまでであったような新グループ補助金とか、小規模事業者持続給付金など特別の支援体制が要るんじゃないかと思っておりますがいかがでしょうか。

そして、七つ目として農産物の被害であります。共済や収入保険では難しい生産者に対してこれも特別な支援が要るんじゃないかと考えております。そして、全体として私、3月議会でも質問しましたがけれども、町の地域防災計画があります。3月議会のときには、雪害対策をぜひ盛り込んでほしいということで、それを盛り込んでいただいたと思うんですけども、今回の災害を通じて新たに地域防災計画の中に入っていない部分もあるんじゃないかと推察するわけありますから、その点は地域防災計画の補強をしていっていただきたいと思っております。幾つか早口で申し上げたんですけども、これについての答弁がありましたら、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、雪害についてはいろいろ計画で進めてございます。今回の線状降水帯、台風と相まってこういう形になったというところでの地域防災計画については、見落としがないかというのをもう一度精査させていただきます。

そして、交付金につきましては、もちろん特別交付金で頂きたいのはもちろんなんですけど、また市町村課の課長ともまた会う機会がございますので、そのときゆっくりとお話しさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

それで、この災害対策の総合的な質問しか今日はしてないんですけども、倒木対策です。やはり林家との関係があるのはそれは把握してはいるんですけども、しかし、以前の台風被害のときに、結局、そのまま放っておいてしまったことが今回の災害を大きくさせた私は要因になっているのではないかと、特に五郷地域は私はそうだと思っております。ですから、何とか林家さんと協力していただいて、財政支援を含めた対策をして撤去する方向に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますが、後の議員が質問されるのであまりもう言いませんけども、その点見通しも含めて考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

増谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

倒木被害というのは、実際、栗生地区でもありましたし、甚大な被害が出ております。以前からもこうやって問題になっておりますけれども、山林を整備するというのには森林所有者の方の理解というのが一番必要になってきますので、そういったことを十分説明させていただいて、有効な手段というのを県とも相談し決定していきたいと思っておりますので、引き続き対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

私、今回の災害対策で、地元の区長もしております、消防団の班長もしております、自主防災の組織の長もしてるんですよ。本当に地元の区の災害が起こったときに本当に大変だったんです。地元は高齢化で土砂の撤去の作業すらできなくなっている現状が改めて分かりました。やはりこういうときは行政の力と業者さんの力でやっていくその体制を、日頃からすぐ発揮できるような体制もぜひ考えておいていただきたいと思っております。

二つ目の質問に移らせていただきます。国保税の問題であります。まず、国保税の引下げについてであります。先ほどの答弁では引下げはできない、一本化との関係もあって3方式になるからだめだということでありました。1984年に総医療費の45%が市町村へ来ていました。それが医療給付費の50%、つまり総医療費の38.5%に国が国庫負担金を削減したわけでありまして。そこで令和4年度の数字になるのかな、総医療費は幾らであったか、そして総医療費の45%と38.5%で幾らになるか示していただきたいと思っております。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

増谷議員の再質問にお答えいたします。

総医療費についての御質問ですが、令和3年度実績で見ますと、総医療費は26億5,578万71円となります。総医療費の45%では11億9,501万1,031円で、38.5%は10億2,247万5,327円となっております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今の御答弁いただいた数字で計算いたしますと、差引き1億7,262万円余りが削減されているという計算になります。この額が削減された額ですが、被保険者1人当たり割ってみますと、1人当たり2万4,680円、相当な額になるんですね。それは思いませんか、部長。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

数字的に言いましたら、そう思われます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

やっぱり部長もそう思うでしょう。それで、この国庫負担の削減が全国の自治体の国保運営を難しくさせてしまったんです。その結果、被保険者の負担を増やしてきたことになります。そして、加入者世帯の平均所得ですが、1984年には179万円だったのが、2019年には136万円、1984年の76%に減少しているわけです。

当町の状況であります。被保険者の所得から令和4年3月末の数字では100万円未満が2,883人の41.22%、世帯では1,947世帯の何と50.24%も占めております。そして、2割から7割の軽減を受けている人数ですが、割合が56.94%、世帯で見ますと2,380世帯の61.41%もあるということは、国保世帯の経済的状況は大変であるということを示していると思います。この状況の中で所得が伸びていない、物価高騰、消費税負担、今回の災害で被災していれば生活が一層苦しくなるばかりでありますから、これは当然国保税も3方式になるとしても、当面の救済策として私は引き下げるべきだと思いますが、再度いかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

低所得者には軽減措置がございます。また、被災された世帯についても、被災の程度によりますが、災害を受けた日以降の納期に係る保険料の減免がございます。よって、一律に引下げを行うことは難しいと考えます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

その国保税の引下げは、その市町村の姿勢によって私は幾らでもできる問題だと思っております。現に有田市なんかは1世帯だったか、2万円下げている事例もあるん

ですよ。ですから、その市町村の長や担当部の姿勢だと私は思っております。

次に、国保法第1条では、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的として明記されています。社会保障であります。助け合いの考えは全くないということでもあります。社会保険や共済の方も退職すれば必ず国保に入りますから、一部の方々の問題ではありません。皆保険の一端を担っておりますから、引下げを求めるのは当然だと私は思っております。

それで、県も市町村も共に保険者でありますから、国保税を軽減する財政的支出の責任があると思いますが、求めるべきではありませんか、どうですか。県へ働きかけていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

県国保の財政は、国からの交付金や町からの納付金などで賄われており、町としては県・町村会を通じ国保事業の健全な運営維持を図るための十分な財源措置を講じるようにと国に対して毎年要望を行っているところです。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

要望はどんどんしっかりやっていただきたいと思います。

それで提案なんです、一つは、被保険者全員の均等割額を一律5%減免、当町では医療分で1,175円、介護納付金で455円、合計高齢者支援金分で395円です。合計2,025円です。6,500人の対象者として1,316万円余りです。

二つ目に、所得135万円以下の障害者、独り親家庭の均等割額30%の減免、医療分で7,050円、介護納付金で2,730円、後期高齢者支援金分で2,370円の合計1万2,150円です。

三つ目に、所得45万円以下の65歳以上高齢者の均等割を30%減免、医療分で7,050円、介護納付金で2,730円、後期高齢者支援金分で2,370円の合計1万2,150円であります。この点についてはいかがでしょうか。

これはまた飛ばします。また次、話をしに行きます。

次に、医療費助成への県の支援についての質問ですが、町が独自に行っている医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金が削減されている問題であります、医療費の助成で就学前までは国がペナルティをかけなくなりました。この分のもともと減額されていた算定額は幾らになるか分かりますか。

また、高校卒業まで医療費を独自助成していることによる本来町の国保会計の国庫負担金として来なければならない直近の国庫負担金の減額分は示せますか、お伺いし

たいと思います。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

未就学児分の減額されていた算定額はお幾らとの御質問ですけれども、令和3年度で見ますと157万4,733円となります。また、令和3年度の小学生から高校生世代までの子供の医療費で見ますと、令和3年度減額分は229万2,811円となっています。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

先ほども御答弁いただいたんですけども、今、国のほうでは市町村の90%が高校卒業まで医療費を無料などの措置を取っている現状を重く受け止めていると。その中で国庫負担金の削減、つまり市町村へのペナルティ制裁措置をなくす方向に進みつつあるというのは同じ認識になっていると思うんですけども、今国会でも取り上げられておりましたが、これはもう実施に向けて動き出したということで我々は把握してよろしいと思いますか。その辺はどう思いますか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、減額措置の廃止についての動きがあることは承知しております。町としても動向に注視していきたいと考えております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひともお願いいたしたいと思います。

次に、厚生労働省の保険局国民健康保険課長通知で、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より未就学児を対象とする医療費助成は、国は減額措置を行わないとする先ほどの答弁です。見直しにより生じた財源は、各自治体においてさらなる医療費助成の拡大ではなく、他の少子化対策の拡充に充てることを求めるものとするがあります。財源の活用については、医療費助成の拡大も含めて少子化対策として活用することを自治体の判断でお願いしたいとなっております。国がペナルティをなくすまで、当面、県は市町村とともに保険者でありますから、ペナルティの減額された分の2分の1を負担すべきだということを要求していただきたいと思

ますがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

減額分については、県負担となりますと発生する費用については国からの補填も得られない状況では限られた財源の中からの支出となります。そうなれば、現在受けられている交付金等の削減も考えられますので、状況を見ながら考えてまいります。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

ぜひ前向きに考えていていただきたいと思います。

次に、今後の問題として子ども障害者医療等の医療費助成制度でありますけれども、県と市町村との共同事業で進めるという観点でぜひとも声を上げていただきたいと思いますが、この点はいかがですか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

現在、障害者医療及び老人医療については、県国民健康保険財政対策補助金制度により減額された国庫負担金相当額の2分の1を県から受け、残り2分の1は一般会計から繰入れを行っています。助成制度の維持について、今後も県に要望していきたいと考えております。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、国保税の統一問題であるんですけども、当町の場合、独自の減免制度があれば、これはどうなるかということなんですけど、この点はどうですか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

県から統一していく方向で検討しています。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

統一化に向けて、市町村間の格差があると聞いておりますけれども、それで医療機関の数や医療費水準、税負担水準、収納率から見て医療平準化、これを本当にできるのかなと心配するわけです。ですから、国保を県下一つにする広域化は現状として進みにくいのではないかと思います、その点どうですか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

県下の中で医療費の指数や収納率に差があることは承知しております。保険税水準の統一に向けてロードマップが作成され、医療費適正化インセンティブなどについて協議が行われています。令和9年度の保険税水準の統一に向けて、作業部会等でただいま協議が行われている最中でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

次に、子供の均等割額の半額の対象拡大の問題であります、国保税額を算出する計算の中で均等割というのがありますよね。当町は国保税条例で医療分での均等割額は2万3,500円、後期高齢者支援金分は7,900円、そして介護支援金分9,100円とありますけれども、国保世帯で生まれた子供の医療分の均等割額は、先ほどの答弁で医療分の2万3,500円と後期高齢者支援金分の7,900円の合計3万1,400円、これだけ赤ちゃんからかかってくるわけです。いかにもと考えたんでしょうね、ですから国は就学前までの子供の均等割額を半額補助になったと思います。当町では、今年の3月末で189世帯の256人と、これは就学前までですが、この256人は1万5,700円ですが、小学生から高校生までは3万1,400円かかってくるようになりますが、これは間違いないでしょうか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

子供に係る均等割は、医療分と後期高齢者支援金分の二つです。医療分は半額で1万1,750円、後期高齢者支援分は半額で3,950円、合計で1万5,700円となります。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

それでなのですが、この均等割額をなくしてほしいということでもあります。当面、均等割額の半額補助を受けられる年齢を高校卒業まで引き上げるという問題ではありますが、高校卒業まで仮に引き上げるとすれば、何人ぐらいでどのぐらいの財政措置が必要か示していただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

高校卒業までに引き上げると、対象人数が現在の256人から845人となり、約960万円の財源措置が必要です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今の御答弁では、845人の約960万円ということでありました。均等割額の負担軽減ではありますが、子供が負担しているのは医療分で2万3,500円があるとしても、75歳以上の後期高齢者支援金の7,900円までゼロ歳児の子供にも負担させていることになります。いかにもだと私は思います。

そして、人数の多い世帯ほど均等割額が増えることになります。ですから、世帯割人員が増えるほど収納率が下がるという調査もあります。これは子育て支援に逆行するものであります。就学前の子供には支援してもいいが、高校卒業まで支援の対象を拡大するのは認めないというのは、これは国の姿勢として一貫性がなく矛盾していると思います。印南町が昨年から子育て支援の一環として半額助成を実施しております。対象年齢をこのようにぱっと決めて拡大していただだけませんか、どうでしょうか。町長、どうですか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、青石万紀子君。

○住民税務部長（青石万紀子）

お答えいたします。

先ほど町長から答弁させていただいたとおり、町単独で対応することは考えてございません。今後、健康保険法の改正と国の動向に注視してまいりたいと思います。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今後、ぜひ検討していただきたいと思います。国保も社会保障の一環であり、これは半額助成であるということは子育て支援を重視する立場でありますから、ぜひよろ

しくお願いしたいと思います。

それでは、次の問題に移ります。

ストーマ支援の問題であります。私の知り合いが尿路系ストーマをつけている状況を聞きました。ストーマの装着手術を受けるのに、まずお医者さんから二つの選択を迫られるそうです。一つは、腸の一部を切り取って袋にして、体の内部に装着するか、もう一つは、外にストーマをつけるのかの選択であります。体の内部だと手術に1年ぐらいかかり、ある方は脇の下の辺りの内部に腸の袋をつけたようですが、自己負担となり、尿の出るのが分からないため2時間おきに確認しなければならず、眠りづらいということでありました。外にストーマをつけている私の知り合いは、週に3回の交換で、ストーマは500cc対応らしいんですけども、200ccぐらいで出すようにすると言っておりました。夜は8時間もつぐらいの2.5リットルのストーマを付け替えて対応しているようです。そして、ストーマ装着に身体介助の看護師をお願いしているようです。毎日交換しているときは、1か月にストーマ代で8万円、看護師に6万円かかって財政的に大変だったと教えていただいたこともあります。

さて、当町の要綱では、尿路系ストーマで基準額は1か月1万1,639円、消化器系でストーマが8,858円ということでありました。この基準額を超えると自己負担になりますから、それ以内に収めようと自己流で対応している方もあるとお聞きしております。さらに消毒液など附属部品も自己負担になりますし、プーバの処理に費用もかかるのではないかと心配するわけですけども、この点はどうでしょうか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

増谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、附属品についてでございますけども、附属品の中には給付の対象となっているものもございます。しかしながら、消毒液とかストーマ装具の処理費用につきましては、個人の負担になると認識しておるところでございます。処理方法につきましては、在宅医療廃棄物ということで、一般のごみ集積所には出せないということになっておるところでありますけども、有田川町ではストーマの袋とかそういったものを、まず中身をトイレに流して、中をきれいに洗ってから、有田川町の燃えないごみ専用袋へそればかりを集めて入れていただきます。ある程度たまってきたら、町の環境衛生課へ御連絡をいただければ、環境衛生課のほうで回収していただいている状況でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

対応はよく分かりました。

それで次に、国の補助についてであります。答弁では予算の範囲内ということがありました。ということは、限度があるということでもありますし、実態に合わない国の補助になっているのではないかと、不足分は県と町で出さなければならないことになってしまいます。そして、ストーマ保有者にとって、物価高騰もあり使用頻度が多くなるを得ない中で負担も大きくなります。それで、国へは対象者も増えてきていることや、経済的負担を少しでも解消していく立場から、予算の範囲内と言うことではなく、国へは実態に見合う財政支援を求め、国の予算が増額されるまで、その間、県への働きかけと町で補助額を引き上げる財政的支援をとっていただきたいのでありますがいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

福祉保健部長、井本英克君。

○福祉保健部長（井本英克）

増谷議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

国への財政支援というところがございますけれども、毎年、町村会を通じて要望を行っておるところでございます。今後も同様に要望していきたいと考えているところがございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

町村会を通じて強力に推し進めていただきたいと思います。

医療技術の発達で、今後もストーマ保有者が増えてくるということは十分考えられると思うんです。そして、その方の経済状況や、高齢者や年金生活者などが活用しにくくなってこないかと心配するわけでありまして。ですから、ぜひ財政的支援の増額を求めておきたいと思います。

最後に、第4問に移ります。徳田大橋の建設問題であります。

まず、具体的に促進協議会の取組や陳情などについては若干お聞きしたわけなんですけれども、これについてはトンネルのほうの方向性が見えてきた中で、連続した切れ目のない取組をしていただけるかどうか、まず確認したいと思います。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

これはもう継続的にやっっていかなと、途切れたらもう途切れてまうんで、継続的には必ずやっっていきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

トンネルを含む付帯工事も入れて完成時期が近づいてきております。そこで、この徳田大橋を造る上でのまず調査のための調査費用の予算化を早急にすべきではないかと思うんですが、町長いかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

それも含めて要求していきたいなと思います。調査費をつけてもらわんと始まりませんので、それも含めて要求はしていきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

先ほど町長は答弁の中で、広域化で取り組んでいくということでありました。まず、日高川町も入ってもらおう。そして、海南市はもちろん入ってもらおう。そういう振興局単位での広域化で、ぜひ強力に進めていっていただきたいと思いますし、有田振興局は体制を強化していくという答弁もありましたように、まずその上でも有田振興局が音頭をとって強力に進めていく立場だと思うんですが、その点をまず確認したいと思いますがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

現在も有田川町と海南市は既に要望の中に入って、それはちょっと小さいんで、今回また日高川町にお願いして、もう一個、印南町もお願いしようかなと思っています。もちろん振興局にも入っていただいて、もちろん議員も入っていただくことになろうかと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

広域化、協力体制の問題ですけども、具体的に広域化、協力体制の日程なんか入ってるんですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

まだ詳しい日程は入っていません。入ってませんが、一遍日高川町とも打合せをしながら、ぜひ早い時期に新しい協議会をつくりたいなと思っています。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

その作業の設定に当たっても、やっぱりうちの町長が音頭をとって進めていっていただかないとあかんと思いますので、よろしくお願いします。

それで、調査設計の予算、仮に組んだとして、その後、設計の問題、概算設計、それから徳田地域や糸野地域の用地買収なんかももう足元に入ってくると思うんです。そういう準備を私が言わなくてももう分かっていると思うんですけども、そういう立場で臨んでいただけるかどうか問うて、私の質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

おっしゃるとおり、これは橋を架けるだけでは到底、それだけでは終わらないんで、南に渡ったどこへつなぐかというような壮大な計画になってくると思いますんで、しっかりと準備をしてやっていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

以上で、増谷憲君の一般質問を終わります。

……………通告順5番 6番（星田仁志）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、6番、星田仁志君の一般質問を許可します。

星田仁志君の質問は、一問一答形式です。

6番、星田仁志君。

○6番（星田仁志）

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、通告しておりますとおり、ありだがわ楽市について及び道路沿いの雑草やごみの処理の2点について質問をいたします。できるだけ短時間で済ませるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1点目のありだがわ楽市についてお聞きします。

この質問は、午前中、同僚議員も質問しておりますので、重複している部分があるかもわかりませんが、答弁のほう、よろしくお願いします。

昨年11月20日に開催されたありだがわ楽市については、どんどんまつりを中止して有田中央高校の品評会と同時開催として実施されました。どんどんまつりは、合併する前の旧吉備町において毎年開催していた文化祭、吉備商工フェスティバル、ふるさと交流会、健康フェアと観光特産フェア、モンテ・オウ・コスモスを一つにまとめて、平成10年から名称もきびどんと名づけて開催してきた大きなイベントです。途中、平成18年に合併してから名称を有田川町どんどんまつりと変わりました

が、令和元年度には22回目を迎えました。令和2年度と令和3年度はコロナ禍のため中止となりましたが、20年以上の歴史があり、どんどんまつりという名前も町内外はもちろん、県外の方たちにも広く知れ渡り、開催を楽しみにしている方も多くいました。その歴史をつくってきたどんどんまつりが中止になったことに非常に寂しく感じたわけです。私だけでなく多くの方たちが寂しく感じたと思います。どんどんまつりを中止して、有田中央高校の品評会と同時開催することについては、実行委員会や検討委員会で十分協議をなされたと思いますので、今さらどうこう言うつもりはありませんが、今回のありだがわ楽市を開催して、果たして成功だったのか、また反省するところがあったのかお聞きします。

次に、2点目の道路沿いの雑草やごみの処理についてお聞きします。

この質問については、今まで多くの議員が質問をしてきております。私も何度か質問をいたしました。なぜこのように何度も質問があるのか考えていただきたいと思えます。

車で町内を走っていると、道路沿いの雑草が目につきます。特に吉備地区の道路にその傾向が見られます。まず私が気になっているところは、以前にも質問をした吉備庁舎下の県道です。ここは昨年6月の下旬か7月の月上旬に刈ってくれたと記憶しております。ところが、今では見たら分かると思いますが、すごく雑草が生えてきております。中には子どもの身長よりも高く生えているものもあります。また、雑草が生えているために空のペットボトルや空き缶、空き瓶、その他のごみが捨てられております。なぜこのようになるまで放っておくのか。県外から有田川町を訪れる観光客や来町者の方々がこの状態を見てどのように思うのでしょうか。有田川町を訪れての第一印象は、決してよくないと思うわけです。

高速道路を下りて金屋地区や清水地区へ行くのに、ほとんどの車がこの道路を通ります。道路が整備され、雑草やごみもなく、きれいな町だと印象もよく、町のイメージアップにもつながるのではないのでしょうか。以前刈ってくれたところは、吉備庁舎の下だけでした。その路線でどんどん広場の西側や金屋大橋の西側は手つかずのままです。この道路は県道ですので、県の管轄だと承知しております。このような状態になる前に、県のほうへ強く要望していただきたいと考えます。

ほかにも気になる場所は、吉備庁舎からマツゲン前の県道までの町道宗祇の里下津野線、また庄から長田までの町道12号線、鉄道公園からウエダ歯科の東側までの町道5号線などが特に目につきます。町内のどの道路を通っても、どの場所へ行っても、きれいな町でありたいということは誰もが思うわけです。雑草やごみの処理について、どのように考えているのかお聞きします。

これで私の第1回目の質問を終わります。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

それでは、星田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のありだがお楽市についてですが、旧吉備町時代に始まりましたどんどんまつりは、3町合併後も引き継がれ、平成31年には第22回の開催を迎え、町の一大イベントとして認識されるまでになりました。しかし、令和2年、令和3年と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からイベントの実施は見送られました。イベント開催に向け、各種団体の皆さんと協議を重ね、時間の経過に伴い趣旨や目的意識が変化していく中、同イベントの立て直しを図るのではなく、一度解体し目的をより明確化し、農林業や商工業などの地域産業や町の魅力を発信することにより、持続可能な地域産業や町の活性化を目指すこととした、ありだがお楽市を新イベントとして実施することに至りました。また、113回実施してきました有田中央高校の品評会と同時開催することにより、伝統の継承、高校のPRにもつながり、さらなる学校、農業者、地域との交流が生み出されると期待しております。

昨年のありだがお楽市には、大変ありがたいことに約1万2,000人の方に訪れていただきました。出店者につきましても、当初の見込みよりも多く御参加いただき、各部門において産業や文化の魅力をPRしていただき、来場者の方々には町の魅力の再発見・再認識をしていただけるよい機会になったと考えております。昨年度は、第1回の開催で大変にぎわいましたが、100%の成功とは全く考えておりません。イベント後に開催されました実行委員会においても、駐車場の確保、周知の拡大、部門間で来場者が不均衡、イベント開催時期が農繁期と重なるため参加が困難など、多くの反省点・改善点の意見をいただきました。

先日開催されました実行委員会にて、これらのことを参考に今年度のイベント内容を協議するとともに、11月19日、日曜日に第2回ありだがお楽市の開催を決定し、現在検討会において細部の改善・調整を進めているところでございます。今後も改善策を講じながら、事業者、農業者、各団体、高校が活躍できるイベントとなりますよう、また皆様が町の魅力を認識し楽しんでいただけるだけのイベントを目指してまいります。

このイベントはもう22年、おっしゃるとおり22回続いたんですけれども、20回ぐらいから一度考え直したらどうなと。ただ寄附をようさん寄せて花火を上げて、まちからダンサーを呼んで踊って、それも大変にぎわったんですけれども、もう一回考えてもう少し地域に貢献できるような祭りにしようやないかということで、もう22回頃からずっと話し合いをしてきました。その中で結局コロナもあって、なかなかこうやって寄附も回れんし、寄附も抑えて、できるだけ地域の事業者、地域の皆さんにも参加していただけるように、それと同時に有田中央高校というのは地元の唯一の高校でもありますんで、ここも助ける意味で一回これをやったらどうなということで、今回、開催させていただきました。先ほど申し上げたとおり、全く成功したと思って

いませんので、今後ともいろんな改良を加えながら、すばらしいありだがわ樂市になるように頑張っていきたいなと思っています。

次に、2点目の道路沿いの雑草やごみの処理についてでありますけれども、道路区域から生えている雑草については、イメージアップ事業、シルバー人材センターへの委託や建設課職員で草刈りを行っております。国道・県道については、県の道路整備員や作業委託業者によって整備を行っていただいているところであります。

また、例年実施しております紀州路クリーン大作戦においても、住民の皆さんに御協力をいただき、道路の美化を行っていただいております。紀州路クリーン大作戦につきましては、コロナウイルスの影響で令和2年から令和4年まで中止していましたが、今年は開催したいと考えておりますので、住民の皆さんにもぜひ御参加いただきたいと思っております。

また、道路パトロールや各地域の情報などを基に、通行の支障にならないように道路の維持管理に努めてまいりますので、よろしくごお願い申し上げます。また、国道、県道につきましては、県に対し要望を続けてまいります。ごみのポイ捨てに対しましては、啓発を行っていくことが大事であると考えております。看板や監視カメラを活用するとともに、啓発に努めてまいりたいと思っております。

この紀州路クリーン大作戦、これは非常に大きなイベントで、もちろん清水もそうですけれども、金屋庁舎、それからうちの庁舎、たくさん人が出てきてくれて、県道とか町道でやるんですけど、これもコロナの影響で3年間やっていないということでこういうことになったんだと思っております。今年はぜひ紀州路クリーン大作戦を開催して、美化に努めていきたいなと思っておりますので、今後ともよろしくご願ひします。

○議長（谷畑 進）

6番、星田仁志君。

○6番（星田仁志）

ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目のありだがわ樂市についてですが、当日、私も行きました。先ほどの答弁で100%の成功だとは考えていないとのことでした。約1万2,000の方が来場していただいているということは非常に喜ばしいことだと思いますが、見てみると、ほとんどの方は出店のほうで、文化祭会場には数人しか人がいませんでした。

先日、文化協会の会員さんが、去年の文化祭の状態を見て、昨年と同じような形で開催するのであれば、今年は作品を出品しないと言っていると聞きました。また午前中、産業振興部長の答弁にもありましたが、文化協会が実行委員会を抜け、10月にきび体育館において独自で文化祭を開催するとも聞きました。これは文化祭会場に人が来なかったということが一つの理由ではないかと考えます。もう既に実行委員会が開催されて、今後も開催していくと思われませんが、私はどんどんまつりを中止してあ

りだがわ楽市として開催されたことについて、多くの町民の方の意見を聞きました。幾つか紹介したいと思います。

なぜ今まで長く続いてきて、楽しみにしていたどんどんまつりを中止するのか。駐車場が分からなかった。花火も5か所同時に打ち上げたが、どこで上がるのか知らなかった。短時間で、しかも打ち上げた数が少なかったので、見ごたえがなかった。ステージ上のイベントは、今までのイベントに比べて盛り上がりがなかったし物足りなかった。それから、一番多かった意見は、どんどんまつりは例年10月に開催していたが、ありだがわ楽市になって11月末の開催となった。ミカンが忙しくなってくるので、行きたくてもいけない。以上のような意見を聞きました。

今後、まだまだ実行委員会や検討委員会が開催されると思いますが、町民の中にはこのような意見があるということを実行委員会や検討委員会のほうへ持って行って、改善できるところは改善していただきたいと思います。答弁は結構でございます。もしか何かあれば、答弁していただいたら。ありますか。ないですか。答弁は結構です。ありますか。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

反省するところは、第1回ということもありますし、反省点、その後に行った実行委員会、先ほども紹介させていただいたんですけども、今、紹介していただいた意見、そのまま実行委員会でも伺いました。そういった一つ一つ、改善を加えながら、よりよいイベントにできるように、そのように実行委員会のほうへも伝えさせていただきますので、今後ともよろしく願います。

○議長（谷畑 進）

6番、星田仁志君。

○6番（星田仁志）

ありがとうございました。それでは、よろしく願いいたします。

次に、2点目の道路沿いの雑草やごみの処理について再質問をします。

雑草についてはイメージアップ事業、シルバー人材センターへの委託、また建設課職員で草刈り等を行っているとの答弁をいただきました。イメージアップ事業というのは、緊急雇用で6か月間、作業をしてもらっている事業、そう理解してよろしいんですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

イメージアップ事業につきましては、道路の維持管理のみならず、町全体の文字どおりイメージアップのために美化、草刈り等を行っていただいております。期間は半

年間ということで、冬場を除く半年間で実施していただいている状態です。

以上です。

○議長（谷畑 進）

6番、星田仁志君。

○6番（星田仁志）

その雇用している人たちは何人で、日頃どこでどんな作業をしているんでしょうか。私、どこでどんな作業をしているか見えてこないんですね。そこで、どんな作業をしているか、ちょっとお聞きします。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

もともとは、議員おっしゃるとおり、雇用促進の観点から半年間雇用して、町のイメージアップを図るために、町の施設であるとか、道であるとかというところをきれいにしてもらい、草刈りしてもらいというところから始めたものであります。雇用創出の補助金というのもありました。今ちょっとそれが無いんですが、やはり町としてのイメージアップは図っていかなくともいいかなというところ、今年も雇用してございます。今年については、募集はしたんですが、3名の方しか応募がなくて、3名ともいい方たちだったので、今、雇用してそれに当たってもらっております。

どこでというところは、各課から、うちの施設、ここを刈ってくれ、生えてきてる、ここが汚い、清掃してくれというところを集めて、それをうちの財務課のほうで取りまとめて、作業を順番に当たってもらっております。ただ3名しかございませんので、十分行き渡るといところがちょっと薄くなっております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

6番、星田仁志君。

○6番（星田仁志）

その人たちに、先ほども言いましたけども、そういう町道とか県道で雑草が目立つところを刈ってくれと依頼してもいいわけですよ。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

担当課から上がってきて、要望があればそこへ割り当てるとい形になります。

○議長（谷畑 進）

6番、星田仁志君。

○6番（星田仁志）

それでは、今後、そういう雑草がひどくならないうちに、もしそういうことがあれ

ば依頼して刈ってもらえるようお願いします。

それから、国道や県道について、県に対し要望を続けるとのことでしたが、吉備庁舎の下のこの県道、今やもう有田川町のメイン道路です。県に要望しても年に1回か2回しか刈ってもらえていない状態だと思うんですけども、きれいな道路を維持していくためにも、ひどくならないうちに県のほうへ要望していただきたいと思います。

もし県のほうが忙しくて段取りもできないということであれば、こちらのほうで刈っても別に構わないんですよ。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

はい、特に問題はないと思いますが、できるだけ県にはお願いしていききたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

6番、星田仁志君。

○6番（星田仁志）

短時間に済ますというので、最後にします。

これは通告しておりませんので答弁は結構ですが、雑草の処理の関連として、私の思いとお願いというか、聞いていただきたいと思います。

鉄道公園の雑草についてでございます。鉄道公園には週末になると多くの方が訪れます。先日のゴールデンウィークには駐車場が満杯となり、車を止めるところがなく周辺へ駐車しておりました。また、シルバー人材センターの駐車場も開放しておりました。鉄道交流館へ入る人も多いですが、外で遊び、昼には弁当を広げている家族もたくさんいたと聞いております。外で遊んでいる子供は、公園から町道までののり面を駆け上がって遊ぶ子供がたくさんおります。雑草は年に数回刈ってくれているようですが、それまで雑草が生い茂ってくると、そこで遊ぶ子供が危険なわけです。

また、公園内の植木も伸び放題になっているときがあります。せっかく県外から大勢の観光客が訪れてくれているのに、雑草が生い茂っていれば皆さんどのように思うのでしょうか。絶えずきれいで整備された鉄道公園として来場者を迎えられたらいいと思っておりますので、よろしくお願いたします。これは答弁は結構です。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、星田仁志君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 14時39分

再開 14時50分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開いたします。

一般質問を続けます。

……………通告順6番 13番（堀江眞智子）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、13番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

堀江眞智子君の質問は、一問一答形式です。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、13番、堀江眞智子、一般質問に入らせていただきます。私は今回、4点について質問をさせていただきます。

まず最初に、天満川及び側溝の改修をという点でございます、。

台風2号に伴う豪雨による被害が早期に改善されることを望みます。まず最初に、今回の豪雨による被害はどのようなものであったのか報告をしてください。これは重複する点もあるかと思いますが、簡単をお願いいたします。

2022年9月議会で、天満川の冠水対策についての質問に対して、天満川は令和3年度より川幅を広げ、治水安全度の早期向上を図るため堤防改修の測量設計業務に着手している。冠水対策は重要な課題であり、今後も県に対して適切に対応するよう、有田川河川改修促進協議会などを通じて要望していくと答弁でありました。天満川の治水安全度の早期向上の進捗状況について説明をしてください。

天満川流域で床上浸水された家屋があります。天満川が氾濫したことと併せて、専教寺付近から天満川に流れ込む側溝が大水を処理できなくてあふれ出し、家屋に流れ込んだようです。県が天満川のしゅんせつを行わなかったこと、町が側溝の拡幅などの改善策を行わなかったことが今回の床上浸水を招いたと思います。町として天満川に流れ込む側溝の早期改修について、どのように考えているのでしょうか。

次に、児童生徒の安全を優先する対策を。

台風2号に伴う豪雨に対して、6月2日、9時9分に警報が発令されました。有田川町内の小中学校は少し早目の給食、それから下校という措置でした。保護者や地域の方々から、雨が激しくて道路が冠水しているようなときに下校させるのは危険ではないかという声が出されました。お迎えに行った保護者も、道路が冠水していて学校に行くのが大変だった、集団下校に付き添った先生方も道路が冠水してすね上までだった、迂回路を知っている先生は何とか子供を送ることができたが、新しく来られた先生方は迂回路が分からず送るまで時間がかかった、子供の家まで送れなかったので学校から安否確認のために各家庭に連絡をしたなど、保護者も学校も対応が大変だったと聞いています。

今回の豪雨については、警報が発令される前であっても、事前に予想できなかったのでしょうか。また、警報が発令された段階で、集団下校等の判断ができなかったのでしょうか。激しい雨で道路が冠水しているときに、なぜ保護者に迎えに来させる判断になったのでしょうか。今回のことを教訓として、台風や線状降水帯等により大雨や防風などが予想される状態のとき、警報が発令する前であっても自宅待機にするよう検討すべきだと考えますがいかがでしょうか。この件に関しては、椿原議員と重なっている部分もありますが、もう一度答弁をお願いいたします。

そして、次に育休中でも保育の継続を。

3歳児までの乳幼児が保育所に通っている場合でも、第2子以降の妊娠、出産をして育児休暇を取得するとなると退園を求められます。しかし、一度保育所に通うことが認められた乳幼児がなぜ退園させられなければならないのでしょうか。そもそも育児休業は、生まれた子供のためにあるのです。ところが、上の乳幼児が保育所を退園させられたら、上の子供は自分がお母さんに構ってほしいので保育所でせっかく自立に向かっていたのにお母さんにべったりになってしまいます。これでは、その子供のお世話が主になり、赤ちゃんが二の次になってしまいます。このようなことでは育児休業の趣旨が活かされないと考えます。

また、保育所は乳幼児にとってかけがえのない成長、発達場で、通いなれた保育所、一緒に遊んでくれる保育士の先生方、友達との触れ合いなど、退園によってその関係が断ち切られてしまうのです。退園措置は乳幼児にとっても大きな問題なのです。有田川町は子育てしやすいまちを目指しているのですから、育児休業による退園が求められるようでは、第2子以降の出産について控えようという雰囲気さえ生み出しかねません。

以上のような観点から、育児休業を取得しても3歳までの乳幼児の保育を希望する場合は、退園の措置を免除するように早急に検討していただきたいと考えます。退園を求めるのは保育士さんの日々の仕事が忙しい面にあると思います。保育士さんたちが自分自身の子育てや家庭を大切にできるように、保育士を大幅に増やすことや賃金の引上げなど働く環境を改善することが町の役割だと考えます。そのことが育児休業による退園をなくしていく最善方法であると申し添えておきます。

そして、最後に体育館へのエアコン設置を。

文部科学省は、令和5年4月19日に公立学校施設の空調設備の今後について公表しました。その内容は、地域の避難所としての役割も担う体育館については、空調設置と合わせ断熱性も確保するよう要請し、空調設置と断熱性の確保が国庫補助の対象となるため、自治体での検討を進めるよう促したというものです。有田川町の学校施設の空調設備については、予算措置がない頃から設置してきたことで完了しています。

さらに災害は政治において、地域の避難所としても利用される体育館への空調設備の設置についても機能強化を図る目的で設置が進められています。今回、断熱性能の

確保についても予算措置があるのですから、設備計画が一層進むことを期待しています。空調設備については、学校施設環境改善交付金の対象として設置に要する費用の一部に国庫補助が充てられます。補助の算定割合は、体育館等に新設する場合は2025年度まで2分の1に引き上げられました。このような文部科学省の通知を受けて、学校及び避難場所になっている体育館へのエアコン設置の必要性についてどう考えているのでしょうか。

また、今後の設置計画をお聞かせください。この点も椿原議員と重複することもあるかと思いますが、御答弁よろしく願いいたします。

これで初めの質問を終わらせていただきます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

堀江議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の天満川及び側溝の改修についてでありますけれども、今回の豪雨による被害状況といたしましては、幸いにも人的被害はありませんでしたが、報告分として床上浸水10軒、床下浸水40軒、道路の冠水23か所などとなっております。また、停電も二澤、北野川、上湯川などの地区で発生し、6月7日に全地区で復旧しました。また、建設課関係では町、県合わせて道路40か所以上、河川96か所以上、農地災害として278か所以上となっており、現在も継続して調査をしている最中で、若干増えると思われれます。

天満川の治水安全度の早期向上の進捗状況につきましては建設環境部、次に天満川に流れ込む側溝の早期改修につきましても建設環境部、次の2点目の児童生徒の安全を優先する対策、3点目の育休中でも保育の継続につきましても教育長に答弁をさせます。次に、4点目の体育館へのエアコン設置についてでありますけれども、これも教育長に答弁させたいと思います。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

堀江議員の御質問にお答えいたします。

天満川の治水安全度の早期向上の進捗状況につきましては、和歌山県が令和3年度より断面狭小により流下能力が不足している区間で河道拡幅を行い、治水安全度の早期向上を図るため堤防改修の測量設計業務に現在着手中でございます。河道拡幅計画図面もほぼ完成に近い状態ではありますが、現在では用地測量と構造物の詳細設計を行っているところであります。町としましても、重要な課題と認識しており、今後も河川の状況を注視しながら適切に対応していただけるように、県に対しましても有田川河川改修促進協議会などを通じ、町全体の治水能力向上のために要望してまいりたい

と考えております。

次に、天満川に流れ込む側溝の早期改修につきましては、流れ込む側溝の天満川の合流地点において改良・改修の計画であるため、まずは天満川の拡幅改修工事が完成した後、水路の状況を調査し検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

教育長、☒嶋博君。

○教育長（☒嶋 博）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

児童生徒の安全を優先する対策をについてでございますが、まずは警報が発令される前に登下校の危険性を予測できなかったのかですが、今回の大雨の前日の予想では、近畿北部に大雨が降る予報であったため、警報が発令される前の危険性の予測はかなり難しかったと考えてございます。

次に、雨が小康状態のとき、1限目終了のときに下校を判断できなかったのかについてでございますが、1限目終了時に下校しますと、すぐに自宅に戻れない保護者の方がいること、また昼食を食べられない可能性がある児童がいること等を考慮し、給食を食べてから下校してもらう判断を行い、1限目終了時の下校を行わなかったところでございます。

次に、激しい雨で道路が冠水しているときに、なぜ保護者に迎えに来ていただいたかについてでございますが、雨の状況に応じた連絡を保護者の方にすることができず、激しい雨が降り道路が冠水し始めた時間と重なってしまったものでございます。

次に、今回のように台風が激しくなることが予想される状態のとき、警報が発令される前であっても自宅待機するよう検討をについてですが、過去にも午後に台風が接近すると予測できたときに、前日に臨時休校と判断したこともございます。今回につきましても、規模の大きい小中学校に指導主事を派遣し対応したりしております。今回の大雨や暴風雨などが予想できる場合は、警報の発令前であっても事前に休校にするなどの判断等を教育委員会で行っていきたいと考えております。いずれにしても子供の命を第一に考え、安全確保に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、育休中でも保育の継続を。育休中であっても3歳までの幼児の保育を希望する場合は、退園の措置を免除されたいについてでございますが、保育の利用を必要とする事由は、子ども・子育て支援法施行規則において、就労、妊娠・出産、疾病、障害、親族等の介護、災害の復旧、求職活動、就学などを規定してございます。就労の事由で在園中に出産し、育児介護休業法に基づく育児休業を取得する場合は就労の事由ではなくなり、妊娠・出産の事由となるところでございます。有田川町では、妊娠・出産を事由とする入所は、同施行規則に準じ、出産を8週間の期間としているところでございます。期間終了後は退園をお願いしているところでありますが、個々の

状況により判断しているところであります。

次に、体育館へのエアコン設置をについてですが、まず学校及び避難所になっている体育館へエアコンの設置の必要についてどう考えているのかについてですが、近年の気温上昇により熱中症のリスクは高くなっており、エアコンの設置は必要であると考えております。

次に、今後のエアコンの設置計画はですが、計画的に設置を検討していきたいと考えております。また、社会体育施設につきましても研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

再質問をさせていただきますが、今回、この四つの順番になっておりますが、3番の育休退園のことについてを1番目に再質問に入らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか、議長。

○議長（谷畑 進）

許可します。

○13番（堀江眞智子）

ありがとうございます。

今、御答弁をいただきましたが、個々の状況に応じて判断していると言われましたが、本当に個々の状況を詳しく聞いているのでしょうか、疑問に思われます。それならば、今回、質問に当たっての相談者2名、1名は高齢出産、もう1名は上の2児が年子で、3番目の子が5月に生まれました。2か月になったら上の二人の子供が退園となる、こんなことはしないと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

堀江議員の質問にお答えさせていただきます。

妊娠・出産を事由とする入所につきましては、出産前の1か月から出産後2か月の期間としているところでございます。期間終了後は退園をお願いしているところでございますが、個々の状況により判断しておりますということなんですけども、個々の状況というのは、前に教育長のほうから話をさせていただいた、子ども・子育て支援法に規定する疾病や障害、親族等の介護、災害の復旧等のことになりますので、今、話いただいた方については、状況により判断ということなんですけども、この理由に該当される方につきましては、引き続き入園いただけるという形になっております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

厚生労働省から出されている育児休業に伴う入所の取扱いについてというのが平成14年2月22日に出されています。これは有田川町保育所条例より上位の通達であると思われませんが、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思慮される場合、これは退園をさせられないと、継続入所の取扱いとして差し支えないものであると、こういうふうに通達が出されていますが、これについては御存じですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁と同じになるんですけども、有田川町といたしましては、妊娠・出産を事由とする入所は、出産前1か月から出産後2か月の期間としているところでございます。期間終了後は退園をお願いしてるところでございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

3歳児未満の育休退園については、一人の保育士さんでゼロ歳児は子供3人に先生が1人、1歳児は子供6人に先生が1人ということで、多分先生の人数も足りないことがこのことにつながるのではないかと思います。あと保育所のキャパの不足もあるのかなと感じていますが、1年間の育休退園児は昨年度何名でしたか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和4年度の育休退園の児童数でございますけども、1歳児で4名、2歳児で10名でございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

そしたらそれで考えますと、約3名の先生を増やせば、育休退園をなくせるのではないのでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

数字上はそういうことになるのかなとは思いますが、保育士を雇うというのはなかなか難しい問題でありますので、その辺は御理解いただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

以前にも保育士さんの待遇について質問された議員、私もしたかもしれませんがありませんでした。今、保育士さん、半分より少し多いぐらいが会計年度任用職員ということで、正規の職員ではないということですが、これは正規の職員だったら保育士になりたいよっていう人も多いんじゃないかなと思うんです、しかも公立なので。そのところはどうかお考えですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに正規の職員でというところになりますと、採用というのはできる可能性もあるかなとは思いますが、この正規職員の採用につきましては、財政部門と人事の関係のところと相談して決めていかないとだめなところになりますので、私どもとしては前回3月の議会でお話させていただいたとおり、規定の人数になるまでは職員数を増やしていただきたいというのも要請していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

今日はこの議場に、二人の7月から育休退園になるお母さんが、町がどんな答弁をしてくれるのかということで傍聴に来てくれています。それぞれに状況は違いますが、1人は高齢出産をして、私たちが子供を産むとき、高齢出産といえど30歳ぐらいがもう既に高齢出産と言われたんですけれども、それ以上のお若く見えるけどお年なんです。もう一方は、上2人が年子で、3人目が、先ほども言いましたように1歳と2か月ぐらい空いて3人目ができているお母さんなんです。本当にこれ家で育休退園となれば、すごい大変な思いで見られることになると思うんですね。

私、前から言っていますように、保育所に通っているのは1日の3時間で、土日も

もちろん家で一日中見ますし、ほんの1週間のうちの3分の1の時間を保育所で過ごす。そこで子供が社会性を小さいながらも、おしめが外れるのを経験して、同じように外れていくとか、いろんなことを小さいながらも社会性を身につけていく、そんな途中で育休退園をさせられると、今度3歳児になって入れるようになったときに、また親心がついてますので、世話ない子もいてるかもしれないんですけども、余計手がかかるといふことにもなりかねません。

きついような言い方をしますと、3歳児からは育休中であっても退園はさせられない、3歳未満は退園しなければならないということは、言い換えれば計画的に子供を産まなければなりませんよと言っていることにほかなりません。今後、国も就労の事由だけでなく、誰もが預けられる保育を目指すこととなっていくでしょう。今すぐ対策を講じるべきではないでしょうか。教育長、答弁をお願いします。

○議長（谷畑 進）

教育長、☐嶋博君。

○教育長（☐嶋 博）

堀江議員の御質問にお答えいたします。

子供を育てる状況というのは各家庭、保護者の皆さんの状況は全く違うと思います。だから個々に応じるということは本当に大切なことだと思っております。

それから、キャパの問題とか保育士の確保につきましては、部長とか課長が和歌山信愛大学まで行って、その確保に大学とのパイプをつくって確保するとか、そういう努力もさせていただいております。国の動向とか県内外の状況をしっかり見て、研究したいと思っております。

以上であります。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

最後にもう一言申し伝えておきますと、保育園を考える親の会というのが全国的にありまして、上の子と生後間もない下の子の面倒を見る負担が大きい、そして二つ目には、育児休業時に二人の子供を同時に入園させることができるかという不安も抱える、上の子が保育者や友達との関係から離れ、それまで得ていた遊びの場や機会を失う、このような問題点を挙げて2002年に育休退園を問題とする意見を厚生労働省に提出し、2013年に内閣府から意見を聴取された際も、下の子の育休中の上の子の在園資格を認めるようにと要望しました。現在、法令には育児休業取得中に既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要である場合には保育の必要性を認めると明記されています。今後、子育てに優しい町を目指すという中山町長の方針の下、全ての子育て家庭の不安や問題をしっかりと聞き取り、個々の状況に寄り添うことが必要であるのではないかと考えます。この点しっかりと心にとどめていただき、子育て

て支援に取り組んでいただきたいと申し上げまして、この点については質問を終わらせていただきます。

次に、天満川及び側溝の改修をでございますが、去年、天満川の測量設計業務に着手をしているということで、もうそれは終わったということですが、この間の天満川の流域の床上浸水については、その側溝の水が流れ込んで床上浸水になったということでもあります。天満川のほうが終わ次第、その側溝のことというのであれば、先ほどの議員の質問にもありましたが、今後、この間のような短時間に大量の雨が降るということは多くなってくるのではないかと思いますので、天満川の工事を待たずに側溝の整備、幅を広げるとか、そういうことを考えなければならないのではないかなと思います。その点についてはいかがですか。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

私もその当日、そこの状況を見に行かせていただいております。天満川自体もあふれて、東側のみならず西側のほうも冠水している状態。また、そこから県道を下のほうも床上浸水等ございましたので、全体的に水がのみこめてないと、そういうような状況であります。ですので、なかなか原因も特定しにくいところもありますけど、天満川の改修がまず第一で、その状況に応じた側溝の改修というものが一番ベストかなという考え方を持っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

今回の大変な事態を受けて、県へも伝えてくれると思うんですけども、その中で一刻も早く天満川の改修、設計ができたのなら改修を進めていただけるように強く申し述べていただきたいと思います。これは町長からもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

排水問題については、部長が今答弁したとおり、有田川と天満川の改修が第一条件。この前ももう天満川があふれたし、うちのほうも全部みぞこがあふれた、水が乗り越えて浸水した経緯がございます。もちろん、前々からの問題であって、今もう天満川の残った改修につきましては、測量も設計も終わっているようでもありますので、できるだけ一日も早く改修していただけるように頑張っていきたいと思っております。

ただおっしゃるように、この雨というのはまだまだこれからが本番で降ってくると
思います。まずは、自分の命だけは自分で守ってもらえる方策を徹底的にこれから周
知していきながら、水路の改修を進めていきたいと思ひます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

町長の答弁で、自分の周りは自分でということですが、それももうできない状態で、
今まで何回ももう危ないなということがあったので、もうそこは言ってもらわなくて、
県へ要望をしっかりと上げていって欲しいということに。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

要望はしていきます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

よろしくお願ひいたします。

次に、児童生徒の安全を優先する対策をについてでございますが、給食を食べてから
下校してもらふ判断を行い、1限目終了時の下校を行わなかったということであり
ますが、これは私から言わせていただければ判断ミスだったと言わなければならない
と思ひます。すねまで水につかりながら帰った子供もいるということで、子供の安全
と命に関わる判断であったと感じます。このことを申し述べさせていただき、今後の
検討としていっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

最後に、体育館へのエアコンの設置であります、これは今年4月に国が補助金を
3分の1から2分の1にしたということで、推進を図ってほしいということで言われ
ております。国はいつ何どき補助金、また元に戻すとも限りませんので、できるだけ
早いうちの計画をしていただきたいと思ひますが、これについてはどうでしょうか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

午前中も答弁させていただいたんですけども、財政当局と相談いたしまして、今後
の計画について考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

御答弁ありがとうございます。

それで、学校の体育館だけでなく、きび森の隣の吉備の体育館なんですけれども、あそこは中学生の子供のクラブをする場所にもなっていますし、保育所の子供の雨の日の遊び場とか、運動会するときにも使われますし、地元の避難場所にもなっておりますので、そこもこの町の計画の中に、補助金がつくつかないかは担当課の腕の見せどころかと思いますが、そののちも考えていただきまして、早急に計画の中に入れていただきたいと思いますと思いますがいかがですか。

○議長（谷畑 進）

教育部長、小澤俊彦君。

○教育部長（小澤俊彦）

堀江議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど教育長が答弁させていただきましたとおり、社会体育施設につきましても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

これで私の質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

……………通告順7番 11番（岡 省吾）……………

○議長（谷畑 進）

続いて、11番、岡省吾君の一般質問を許可します。

岡省吾君の質問は、一問一答形式です。

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

皆さん、こんにちは。今議会一般質問のラストバッターを務めさせていただきます11番、岡省吾でございます。最終ということで、お疲れのところもあろうかと思えますけれども、議員各位、また傍聴席の皆様におかれましては、いましばらくお付き合いをいただきますように、よろしくお願いいたします。

ただいま発言の許可を得ましたので、通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。今回、私の質問は、6月2日の台風に伴う豪雨災害を受けてということと、町が主催する各式典等のあり方に関してという、この2点について質問させていただきますが、午前中、また午後からの同僚議員も豪雨災害に関して多岐にわたり質問をされておりました。重複する点につきましては、さらっと流させていただきますと思

っております。なるべく早く終わりたいと思っておりますので、明確な御答弁を賜りますように、よろしく願いいたします。

それでは、1点目の6月2日の台風に伴う豪雨災害を受けてということで質問をさせていただきます。

去る6月2日の台風2号の影響を受けて、日本の広範囲において線状降水帯が発生し、梅雨前線を活発化させ記録的な雨量をもたらす事態となりました。ここに日本各地で被災されました皆様にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げます。

有田川町におきましても、100年に一度とも言われるほどの降水量となりまして、冠水被害や土砂崩れなどにより住宅や農地、道路などで甚大な被害に見舞われることとなってしまいました。災害は忘れた頃にやってくると、そのように言われた頃は、これはもう昔の話で、近年は災害は毎年のようにやってくるという心構えでもって事に当たらないといけないのではないかと、私、痛切に感じるところでございます。

平成30年に起こった台風被害も記憶に新しいところ、災害に強いまちづくりを推進していくため、防災・減災の在り方を再検証・再認識する必要が求められるものと思います。そこで、このたびの災害事象を受けて、以下、数点にわたり見解をお伺いいたします。

1点目に、災害被災状況の把握に関してであります。このたびの災害では、有田川町の広範囲、吉備、金屋、清水とあらゆるところで甚大な被害が出ました。今、どこで何が起きているのか、その状況を把握することの重要性を実感しつつも、あらゆる情報が錯綜する中で、災害対策本部において情報収集に苦慮されたことは想像に難くないところでございます。しかしながら、早期の対応が待たれる現場においては、やはり状況把握が何より大切でありますから、その点が気になるところでございます。災害対策本部における町内被災状況の把握はどうであったのでしょうか。また、山間地の被災状況においても、清水行政局を通じてうまく連携が図れ、把握することができたのかどうかをお伺いいたします。

続きまして、復旧に関して安全確保の観点からお伺いいたします。先ほども触れましたが、情報が錯綜する中での町職員各位の対応や、懸命な現場復旧作業に尽力くださった建設業の皆様、また消防団も各地で奮闘くださったとお聞きし、心から感謝する次第でございます。このたびの豪雨は日中でしたが、降りやまぬ雨の中で、いつ、またどこで起こるとも限らない、土砂崩れなどの危険性を十分に考慮しながら活動くださったことは本当にありがたいことであつたと思っておりますが、これがもし夜半の出来事となりますと、より一段と危険度が増す事態となってしまいます。活動くださる皆さんの安全性を担保する観点から、二次災害に巻き込まれないように特に注意されたいと願うわけでありませうけれども、各方面に対して、安全確保に関してガイドライン的な何か指導されているようなことはあるのかどうかをお聞かせください。

3点目に、孤立集落となった地域への生活支援並びに災害のたびに不通となる脆弱な生活道路の現状を踏まえて、町の取組をただすものでございます。このたびの豪雨被災において、山崩れにより主要生活道路が寸断され、ほぼ孤立集落となった地域がございました。そのような場合の救急要請体制についてお聞きいたします。孤立集落における救急要請体制の基本的な方向性はどうかということと、今回、そのような地域での救急要請はあったのかどうかをお聞かせください。また、帰宅困難者もこのたび数多くおられたということをお聞きしております。帰宅困難者への対応はどうかをお聞かせください。加えて、帰宅困難者の現状を把握することができていたのかを重ねてお示しいたきたいと思っております。

次に、今後の対策に向けてということでお聞きいたします。以前にも何度か一般質問で取り上げたところでありますけれども、再度お伺いいたします。山間地の道路事情は極めて脆弱であることから、今後もこのたびのように同様の被害が出るのが心配されます。なるべく被害を最小限に抑えるために、減災の観点からも県道筋において放置されたままの風倒木の撤去や治山・のり面对策を講じていただけるよう、県に対しこれまで以上、より一層の働きかけを望むところであります。町の見解はどうかをお聞かせください。また、当該地域における迂回路の重要性を改めて痛感したところがございますが、その点についての町の見解をお伺いいたします。

続きまして、2点目の町が主催する各式典等のあり方に関して質問いたします。

町が主催する式典で対象者が限られている式典、例えば、現在は二十歳の集いと名称が変わっておりますが成人式、また出初式、招魂祭など数多くあると思われませんが、どれくらいの式典の数があるのか一度お示しいたきたいと思っております。

また、それら式典の日程は、参加者のニーズに沿った日程の調整になっているのかという点について、町の見解を最後にお聞かせ願ひまして、私のこの壇上での質問を終わらせていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正・君。

○町長（中山正・）

それでは、岡議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の6月2日の台風に伴う豪雨災害についてでありますけれども、町内被災状況の把握につきましては、今回は短時間に集中して大雨が発生したこともあり、必然的に寄せられる情報も時間帯が集中することとなりました。その中で12時37分に配備体制1号を発令し、土嚢や水嚢袋の緊急的な配布、山崩れや道路の通行止めへの対応などを行い、被災状況の把握と情報収集に努めました。また、清水管内においては、清水行政局を中心に関係機関との連携の下、山間地の通行止めや停電など被災状況を把握するとともに、本部との情報共有に努めました。

次に、災害発生時に御協力いただく方々を二次災害の危険から守るための安全確保

につきましては、復旧作業等の依頼時には安全を第一に活動していただくよう注意喚起の実施に努めております。また、消防団に関しましては、安全運転研修及び安全管理研修を班長以上に実施し、災害現場の安全管理について周知徹底を図っているところでもあります。今後とも、復旧作業に関わっていただく建設業や消防団員の皆さんと連携を密にし、二次災害を起こさないための十分な呼びかけと配慮を行いたく考えております。

次の孤立集落における救急要請体制につきましては、消防長に答弁をさせたいと思います。

次に、帰宅困難者につきましては、自宅に帰るのにかなりの時間を要した、また帰れずに知り合い宅に身を寄せたという事例があったことは把握しておりますが、帰宅困難者が何名おられたのかといったことは把握できておりません。町内に戻っているものの自宅までたどり着かない、そのような方も避難所へおいでいただければ身の安全を確保していただけますので、その周知もしていければと考えております。なお、当日開設した7か所の避難所のうち2か所において、町外・県外の方計13名の受入れを行いました。今後とも柔軟な避難所運営を心がけ、帰宅困難者の問題を含め災害発生時の混乱を最小限に食い止めるよう努めてまいります。

次に、県道の風倒木につきましては、災害を起こす可能性があるため、道路管理者である和歌山県に早急に撤去してもらえるように強く要望してまいります。県では令和5年度で治山事業を4か所、砂防事業8か所、急傾斜地崩壊対策事業を2か所、小規模土砂災害対策事業は4か所、予定していただいているところですが、引き続き減災対策を県に対して要望してまいりたいと思います。

次に、当該地域における迂回路の重要性につきましては、緊急自動車の通行、食料品・生活物資の調達・復旧活動など、地域が孤立しないように入出入りすべき迂回路は重要だと考えております。町といたしましては、迂回路となる町道、林道、橋梁等の平常時のパトロールを強化し、住民の皆さんからの情報も頂きながら、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。また、通行不能になりやすい場所の減災対策・安全対策について、道路改良の余地がないかなども含め、県と協議をしてまいりたいと思います。

次に、2点目の町が主催する各式典等のあり方についてであります。まず、どのぐらいの式典があるかということですが、消防本部では消防団主催の出初式、教育部では成人式・二十歳の集い、福祉保健部では有田川町英霊奉賛会の主催で吉備地区戦没者招魂祭、金屋地区戦没者追悼式、清水地区戦没者招魂祭を行っております。

次に、式典は参加者のニーズに沿える日程の調整となっているのかということですが、出初式につきましては、令和2年までは1月10日に行ってまいりましたが、昨今の消防団員の方の職業の形態から被用者が多く、1月10日に固定しますと曜日の関係から出席できない団員が多くなることから、消防団長をはじめ役員

総意の下、1月の第2日曜日に開催することに変更した経緯があります。

また、成人式・二十歳の集いにつきましては、平成23年から新成人・二十歳の人たちに実行委員会を組織してもらい、式の企画・運営を行ってもらっております。その実行委員会で開催日の検討を行ってもらいました結果、県外在住の移動等を考慮すると3連休の中日が適しているということで、成人の日の前日の日曜日に開催することに決定した経緯があります。

また、吉備地区戦没者招魂祭は、毎年5月の第2金曜日、金屋地区戦没者追悼式が毎年4月の最終金曜日、清水地区戦没者招魂祭が4月5日と決まっております、各遺族会の方々も存じておられます。私も式典には必ず出席をさせていただいております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

岡議員の質問にお答えさせていただきます。

孤立集落の救急対応についてですが、可能な範囲までは車両で進行し、その後は徒歩になると思います。状況によっては防災ヘリを要請し、近くのヘリポートまで搬送を依頼することになります。

また、今回の豪雨で孤立した集落から救急要請があったかという質問ですが、完全に孤立はしていませんが、通常使用している道路が崩土で通行止めになりまして、林道から迂回して集落に進行し、通常より1時間以上時間を要したという事案がありました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

再質問をさせていただきたいと思います。

ただいま豪雨災害の件につきまして答弁をいただきました。順を追って再質問をさせていただきたいと思います。

1点目に、被災状況の把握に関してであります。先ほども申し上げましたけれども、あらゆる情報が錯綜する中での情報収集とその対応に大変大きな労力がかかったんだろうなと想像するところがございます。答弁では被災状況の把握と情報収集、一連の対応の仕方を示されたということで、当然ながら災害時においては情報収集が極めて重要でありますから、各方面とうまく連携が図れたのかということが心配する点でございます。何事も完璧にできたんだということはなかなか難しいかなと思いますけれども、その完璧に向けて努力するということがこれから大事になってくるということ

で考えておりました、このたび情報収集に関する事で今後の改善に向けて気づいた点であるとか、新たな課題が見つかったというようなことがあるのかないのか、その点について一度答弁を願いたいわけでありましてけれども、総務政策部長、よろしくお願いたします。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

6月2日の豪雨については、本当に既成観念というのが通じませんでした。長年、町に勤めさせていただいて、こことここを確認しておけば、ほかはあふれてないぞというような箇所がございます。そこを見ていたわけなんですけど、それ以上早く明王寺地域の一部とか、天満地域の一部とかというところが冠水になったというところがあります。

議員おっしゃるとおり、そういった中では既成観念にとらわれず、あらゆる情報を集めて迅速に対応しなくちゃならないと思っています。そういった意味では、今回それを痛感したところでございます。そして、ダムでありますとか、県の部署でありますとか、气象台というのは連絡を密に取ってございます。それをまた庁内で、うちの道路部局でありますとか、行政局でありますとかと共有して、今回の災害の配備体制に当たりました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

今、答弁いただいたように、新たにそういうる申していただいたようなことが課題というか、発見できたということで、先日、テレビを見ておりますと、気象予報士の話では、今年は台風が多いんじゃないかというようなことでございましたけれども、こういう災害を糧にして、次の災害減災に向けての取組の一つの対策として捉えられるように取り組んでいただきたいと思っております。

2点目に、活動くださる方々への安全確保の点について質問をさせていただきたいと思っております。

ただいまの答弁で、各方面に対しましては、安全確保の観点から注意喚起であったり、周知の徹底を図っているということでございました。復旧作業に当たりながら二次災害に巻き込まれたということになりましたら、本当にとんでもないことでございますので、最悪の事態を招かないように活動してもらえよう、今後ともその点に特に配慮して留意していただけますように御指導等よろしくお願したいと思っております。

そこで1点お伺いしたいところでございます。このたびの豪雨災害に際しまして、

私も消防団員として、微力ですけれども復旧現場に赴いた次第でございます。地元の国道が山崩れによりまして通行止めになっておりまして、かなり多くの自動車が立ち往生して両方車がたまったんですけども、建設業の方々が重機で来ていただいて、土砂、また流木等を取っていただいて通行止めも解除になったわけでありまして、消防団としてそのとき交通整理を助けさせてもらおうかということで、団員さんが車の交通整理に協力させていただいたんですけども、そのときに感じたのは、自動車を誘導するのに消防団に赤色の誘導棒がないなということで、これってこういうときであるとか、平時の火事の現場、また夜間の火事の現場等あったときに、この赤色の誘導棒って必要じゃないかなということを感じたわけでありまして、この際、消防団に対してそのような棒を配備できるのかなと思うんですけども、その点について一度消防長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

安全管理の観点から常備消防においても必要な車両に積載していますので、早急に検討したいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

3点目に、孤立集落における救急要請体制についてであります。今回、五郷地域の例を挙げれば、主要生活道路が山崩れによって寸断されて、光ケーブルが切断されてテレビも見れない、携帯電話も通じない、一部では停電もあったということで、いろいろと情報を収集するすべがなかなか見つからないよということの状況になりまして、この当該地域で住まわれている皆様には、本当に不便な生活を強いられてしまったなということを感じいたしました。

今、消防長の答弁にありましたけれども、完全に孤立した集落ではないんですけども、今回、五郷地域は広域林道の白馬線を通して迂回できるので完全な孤立集落ではないということだと思っておりますけども、私は準孤立集落、ほぼほぼ孤立集落という考えの下で質問をしているので、そこは申し添えさせていただきたいと思っております。

そこで、先ほどの答弁で、今回、救急要請の事案があったと消防長が答弁されておりましたけれども、いま一度どのような救急要請で、要請者をどのように搬送されたのか。午前中、清水行政局長がこの件についても若干触れていただきましたけれども、いま一度消防長のほうからその詳細についてお示しさせていただきたいと思っております。

○議長（谷畑 進）

消防長、高井永行君。

○消防長（高井永行）

岡議員の御質問にお答えさせていただきます。個人情報がありますので、可能な範囲で答えさせていただきます。

通行止め期間中に、その地域からは2件の救急要請がありました。1件につきましては、在宅療養をしている方で、停電のために在宅療養の継続ができなくなるという通報で出動しました。結果的には、搬送の必要がないということで不搬送ということになっております。それからもう一件は、急病ということで出動しています。救急車が直近まで進行できないということもありまして、ヘリの要請基準には該当しないんですが、確認をしたところ、例外的に対応しますということで、本来なら医大へ搬送するんですが、消防本部のヘリポートへ搬送してもらいまして、そこから救急車で病院へ搬送したという事例がありました。以上、2件の事案がありました。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

今、答弁をいただきまして、例外的にヘリポートを活用していただいて搬送したんだということで、林道白馬線から迂回して、消防隊員がヘリポートへ到着するまでのところへ行かないといかんということを事前にお聞きしておりますけれども、かなり時間がかかるわけですね。この方、たまたま軽度な多分症状やっと思ったんですけども、急病者でかなり重篤な人であったり、またそういう災害時には土砂崩れに遭ってけがをされる方も想像される中で、ドクターヘリが来るまで隊員が1時間ちょっとかけて現場まで来るというのに、命の危険性というのかなり伴ってると思うんで、後からの迂回路の話もちょうと絡んできますけれども、そこは心配する点がある。実際的にどうせえこうせえということでは今、消防ではなかなか難しいかと思うんですけども、後ほど迂回路の件で再質問をさせていただきますけれども、消防隊員の人も一生懸命頑張る中で、そういうじくじたる思いに考えていると思うんで、今後そういう事態を想定しての考えも持ち合わせていただきたいと思います。

続きまして、帰宅困難者の把握についてでございますけれども、先ほどの答弁で人数の把握までできていないというような答弁でございました。このたび4日ぐらい帰宅できなかったという方もおられるとお聞きしておりますけれども、長期の帰宅困難ともなりますと、生活支援に関して対応も様々変わってくるのかなということが思われますので、できれば今後は帰宅困難者の数も把握していただければどうかなと思いますけれども、その点について答弁をいただきたいと思います。総務政策部長、よろしく願いいたします。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

先ほどの長の答弁のとおり、帰宅困難者の数までは把握してございません。今後まず町として、そういう方たちにどういう支援ができるのかというところを検討して、同時に帰宅困難者を生まないような強靱なインフラの整備というのを目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

その点も十分よろしく願いいたします。

風倒木撤去の件につきましては、減災の観点から本当に県に対して強く申し入れていただきたい、これに尽きるのかなと思います。この件につきましては、強く要望させていただきたいと思います。

また、迂回路の重要性については、町当局もその認識を深く持っていているなということで認識しました。ほかに新規の迂回路をつくるのは難しいということであるならば、せめて現道を拡幅するなり改修・改良に努めて、減災、安全対策を講じていただけるように、本当に切に思うところでございます。この件につきましても、引き続き県当局に対して強力に働きかけさせていただきたいと思います。

先ほど増谷議員からも細部に当たってこの風倒木の件について質問されておりましたけれども、風倒木撤去の件、また迂回路の整備の件につきまして、産業振興部長、また建設環境部長から一言、意気込み等をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷畑 進）

産業振興部長、細野正人君。

○産業振興部長（細野正人）

岡議員の再質問にお答えさせていただきます。

風倒木の対策につきましては、先ほど議員にも答弁させていただいたところですが、復旧の事業化には森林所有者の意向によるところが大きいことから、意向を伺いながら風倒木を同時に処理できるような県単の事業を県に要求してまいりたいと思います。また、特に道路沿いの森林整備の際には、なるべく伐木等を放置しないように要求してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

建設環境部長、竹中幸生君。

○建設環境部長（竹中幸生）

お答えいたします。

議員おっしゃいます、この当該県道の部分につきましては、ある一定の五郷地区に入っていく区間で数百メートルは非常に脆弱な状態でありまして、今も変わっておりません。それで、そこの現道の通行の確保、それと安全性を確保するために道路の改良等の対策ができないかということも含めまして、県のほうに強く要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

本当に自然の猛威というのは、人の力でどうすることもできなくて、ただ何事もなく通り過ぎるのを祈るばかりでございますけれども、そういう事態を招かないために事前に強靱なインフラ整備というのが非常に重要になってくると思いますので、あらゆる関係各所において強く強力な要望をしていただきたいと思います。これで1点目の災害の件は終結したいと思います。

続きまして、2点目の町が主催する各式典等のあり方について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で各式典の数、また日程調整のいきさつを示していただきました。私の中では出初式と成人式、今は二十歳の集いですが、同じ日に開催することについて、個人的には別の日がいいんじゃないかと常々感じておったところでございますけれども、今、出初式には出初式の、また成人式には成人式の参加者の都合であったり、それぞれ関係者の総意に基づいて日程を決定しているということをお聞きしておりますから、私が異論を申し上げるところではないのかなと感じたところでございます。

また、戦没者の招魂祭や追悼式の日程におきましても、遺族会の方々の知るところでございます、これも同様に私が口を挟むようなところではないのかなと感じたところでございます。

ただ1点だけ紹介をさせていただきたいというか、この間、清水の戦没者の招魂祭に参加させていただいて、その中で参加者の方から承った御意見を少し紹介させていただきます。

最近清水の招魂祭の遺族もかなり高齢化していて、だんだんと参加する人が年々減ってきたように思われると。遺族としてはこのように町が戦没者の慰霊をしてくれる、こういう催しをしてくれるというのが本当にありがたいんですけども、これからさらに参加される遺族の皆さんが少なくなってくるんじゃないかと、土日など週末の開催ともなれば、次の世代の遺族の方も参加しやすいような状況も生み出せるんじゃないかというような参加者の方の御意見を賜りました。招魂祭や追悼式な

どは、参加者の年齢構成であるとか動向を見定めながら、今後、日程の変更も検討されることがあるのであれば、そのような声もぜひ一考いただきたいと思うわけでありますけれども、一度その点についてどう思われるか答えていただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

清水地区戦没者招魂祭につきましては、議員おっしゃることも踏まえた上で、主催である英霊奉賛会や遺族会の方々と協議しながら日程を決めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

ありがとうございます。

次の点を質問させていただきたいと思っております。昭和28年の大水害から70年が経過するというところで、今年、記念式典を開催するとお聞きしておりますけれども、その式典の内容について少しお教えいただきたいと思っておりますので、総務政策部長、よろしくお願いいたします。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、井上光生君。

○総務政策部長（井上光生）

甚大な被害が出てしまった昭和28年7月18日の水害を振り返って、犠牲となった方の御冥福をお祈りするとともに、その教訓を学んで災害に強いまちづくりへの新たな誓いをするを趣旨として、今年7月19日に金屋文化保健センターにて7.18水害70周年有田川町慰霊祭を開催する予定でございます。主催は7.18水害70周年有田川町慰霊祭実行委員会で、委員長は区長会連合会会長であります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

11番、岡省吾君。

○11番（岡 省吾）

ありがとうございます。

10年前に60周年、水害から60年たちますんで、こういうことを次の世代に語り継ぐために記念式典をしたらどうですかということで10年前に一般質問をさせていただきました。そのときに参議院がちょうどありまして、日程が7月中には無理だということで、かなり後ろへずった記憶があるんですけども、そのときに言うたのは、やっぱりこういう参加者が来てもらえる式典は、できるだけ昭和28年7月18日に

近い日程で開催できんのかというような、それが参加される方と催すイベントの意義に大きくつながることではないんかということで質問したんですけども、その当時は参議院選挙がありましたんで、事務的なことであるとか、職員さんの配置の件であるとかでなかなか難しいんだという答弁で、それはもう仕方ないなということだったんですけども、今年は7月19日にやっていただくということで、本当に日程的にもよかったかなと思います。

何を申し上げたいかと言うたら、参加される方の気持ちに立って、行政の日程調整、上からではなしに、あくまでも主役は参加者の方ですよということの思いを強く持っていただいて、式典の日程調整に挑んでいただきたいなということをお願いしたかったので質問をさせていただきました。今後とも災害に強いまちづくり、また参加者に寄り添った式典等の開催について御尽力いただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷畑 進）

以上で、岡省吾君の一般質問を終わります。

以上で、日程第1、一般質問が全て終了しました。

本日の会議はこれで散会いたします。

また、次回の本会議は6月20日、火曜日、午前9時30分から開議させていただきます。よろしくお願ひします。

~~~~~

散会 16時10分